

2012

ANNUAL REPORT

アクサ損害保険の現状



redefining / standards



Strategic Narratives

ストラテジック ナラティブ

AXAのビジネスの根幹にあるもの

→ Strategy

AXAのビジネスは、損害保険、生命保険・貯蓄、資産運用という3つの分野から成り立っています。私たちの戦略とそのビジネスモデルがもたらしてきた実績は、その有効性を証明するものであり、AXAが向かうべき方向性を示しています。

AXAはこれまで、確固たる戦略的決断を行い、次のような強みを築いてきました。

これらは今日、私たちのビジネスの源泉となっています。

- ・事業を展開する各国の市場における強固なポジション
- ・多様な営業チャネル
- ・リスク管理における優れたノウハウ
- ・効率的な事業運営
- ・人材育成を重視する姿勢
- ・3つのコア・アティチュード (available, attentive, reliable)

→ Vision

AXAのアンビションは、私たちの主要なステークホルダーである、お客さま、ディストリビューター、社員、株主、そして社会から、“選ばれる企業”になることです。この目的を達成するためにAXAは、真の意味での差別化を図り、主要なステークホルダーから寄せられている信頼を損なうことなく、私たちのビジネスにおける新しい基準をつくっていきます (redefining/standards)。

→ Value

すべてのAXAの社員は、常に次の5つのバリューに基づいて行動します。

誠実、チームスピリット、プロフェッショナリズム、革新性、現実的な考察力

AXAのバリューは、世界中のAXAの社員によって、日々実践されています。

→ Responsibility

私たちのビジネスは、長期にわたって人々の生活をお守りするというものです。したがって、私たちの持つスキルやリソース、リスクに関する専門知識を活用し、より安全で安定した社会を築くために貢献していく責任があります。

私たちの企業としての社会的責任とは、お客さまに対してはそのニーズに真摯に耳を傾けること、株主に対しては責任を持ってリスクを管理すること、ビジネスパートナーに対しては公正に接すること、そして社員に対しては信頼と多様性、AXAのバリューを尊重する職場環境を構築することです。また、環境の保護においてもその役割を果たし、社会やコミュニティに対しても支援を提供していきます。

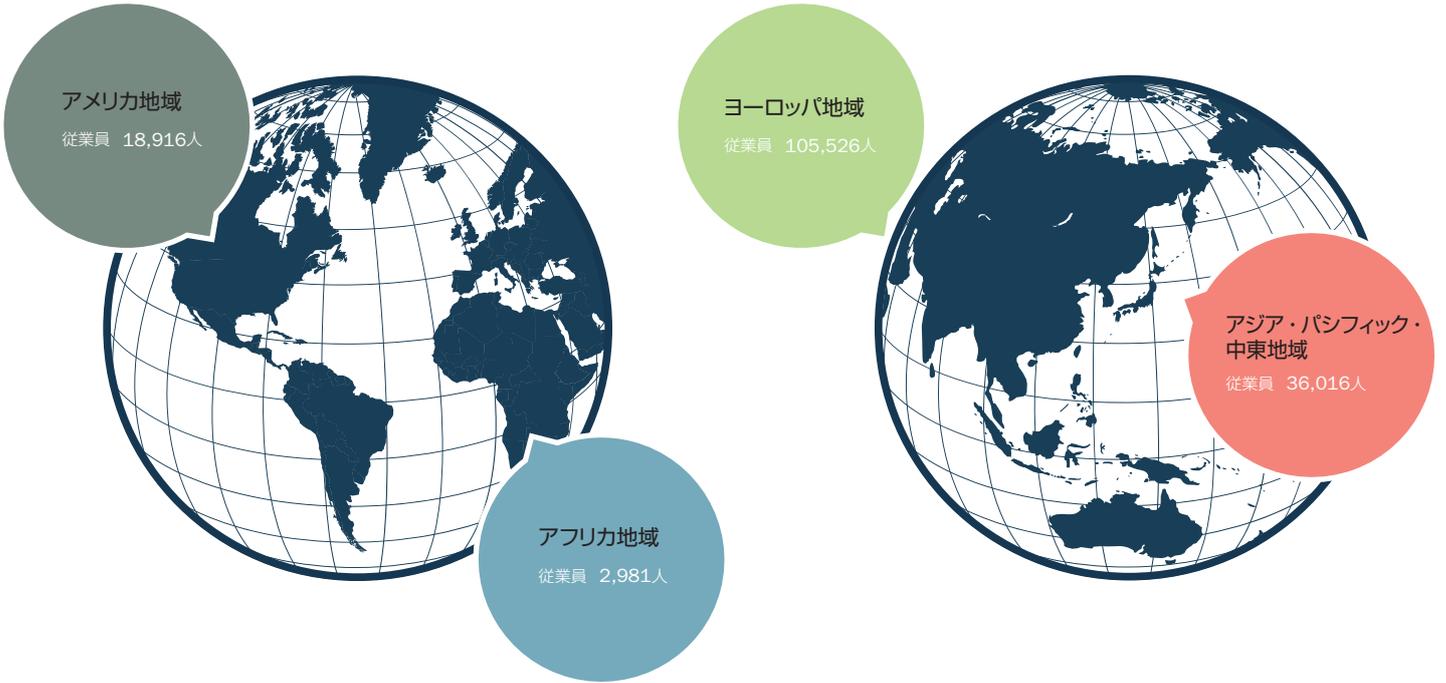
→ Mission

AXAは、お客さまのご家族や財産をリスクからお守りし、貯蓄や資産を大切に管理することによって、お客さまの人生に安心をご提供します。

日々移り変わる人生には、さまざまな困難が起こり得ます。AXAの社員はそんな時、お客さまのそばにいて、新たなチャレンジと将来への備えをサポートします。

AXAは 3年連続世界NO.1の 保険ブランド*

AXAは1817年にフランスで生まれ、
世界57の国と地域、約1億100万人の
お客さまから信頼をいただいている
世界最大級の保険・資産運用グループです。



世界に 約 **1億100** 万人の
お客さま

総売上 約 **9兆7,300** 億円
(約861億ユーロ)

世界に 約 **16** 万3,000人の従業員

運用資産総額 約 **107兆7,921** 億円
(約1兆790億ユーロ)

S&P 保険財務力格付け **AA-**

アンダーライニング・
アーニングス
(基本利益) 約 **4,408** 億円
(約39億ユーロ)

世界 **57** の国と地域で
事業展開

純利益 約 **4,886** 億円
(約43億ユーロ)

数値は2011年 AXAグループ実績

※ 換算レート

総売上、売上、アンダーライニング・アーニングス、純利益：1ユーロ=¥113.0 (2011年平均)

運用資産総額：1ユーロ=¥99.9 (2011年12月末)

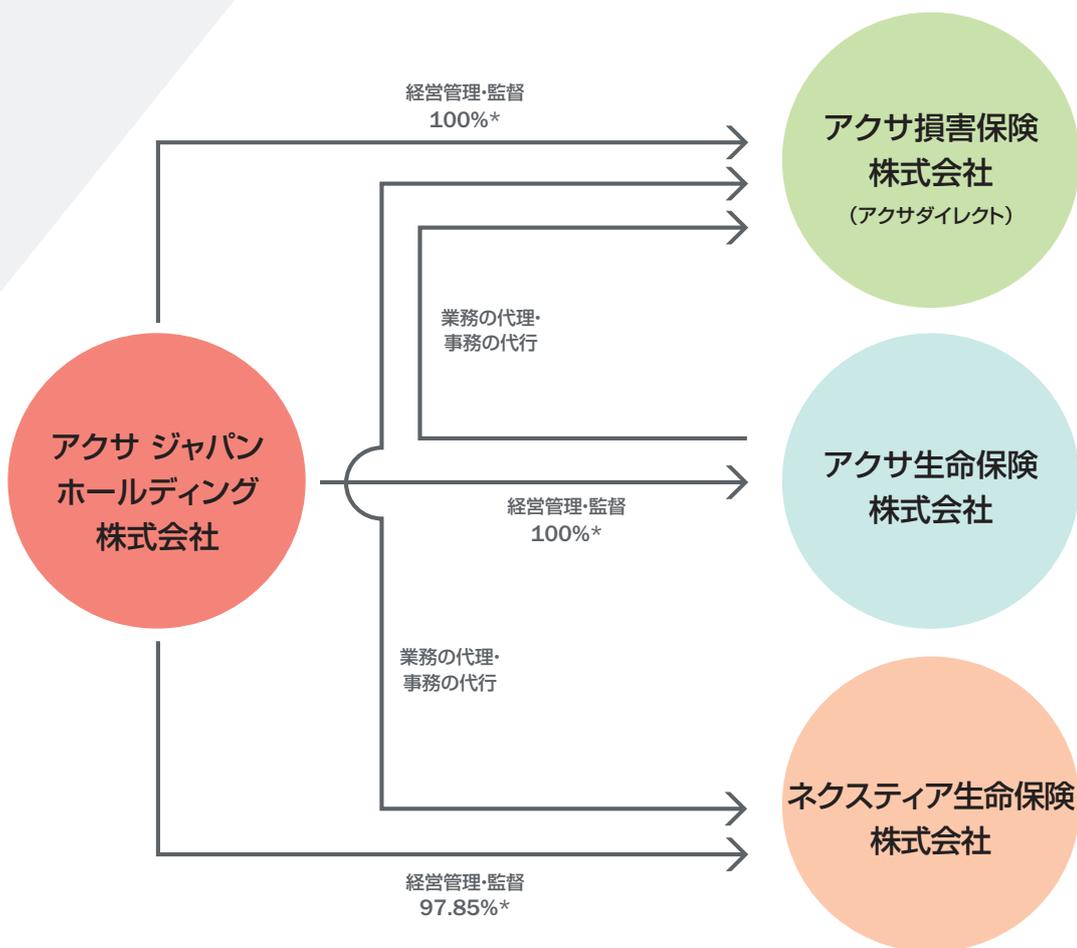
※ アンダーライニング・アーニングス(基本利益)とは、アジャステッド・アーニングス(調整後利益=非恒常的取引による影響額とグループ全体の営業権償却額を除いた純利益のグループ持分)から株主に帰属するネット・キャピタルゲイン及び2001年9月11日の米国同時多発テロによる影響を除いたものです。

※ 標記の格付けはアクサ損害保険の格付けではありません。2012年6月29日時点のAXAグループの主要な子会社に対する格付機関の評価であり、保険金支払等について保証を行うものではありません。また、将来的には変化する可能性があります。なお、上記の格付機関(スタンダード&プアーズ・レーティング・サービシズ)は、日本において金融商品取引法第66条の27に基づく登録を行った信用格付業者ではありません。

* インターブランド社「BEST GLOBAL BRANDS」より

AXAグループの日本における事業展開

AXAグループは日本において、保険、資産運用、アシスタンスなど、
 フィナンシャル・プロテクションに関する様々な分野で事業を展開しています。
 保険分野を担当する4社を中心に、AXAメンバーカンパニーとも密接に連携し、
 お客様の一生涯をサポートする商品・サービスを提供しています。



★ アクサ ジャパン ホールディング株式会社が所有する議決権の割合

↑ 連携

その他のAXAメンバーカンパニー

資産運用サービス

- アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
- アライアンス・バーンスタイン株式会社

不動産投資・資産管理サービス

- アクサ・リアル・エステート・インベストメント・マネージャーズ・ジャパン株式会社

アシスタンスサービス

- アクサ・アシスタンス・ジャパン株式会社

損害保険業

■損害保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第5項に係る保険の引受けを行っています。

■資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、主に有価証券投資等を行っています。

■他の保険会社の保険業に係る業務の代理または業務の代行

保険業法第98条第1項第1号に基づき、他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行を行っています（ネクステア生命保険株式会社の保険業に係る業務の代理及び事務の代行等）。

生命保険業

■生命保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第4項第1号、2号及び3号に係る保険の引受けを行っています。

■資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、主に貸付、有価証券投資、不動産投資等を行っています。

- ・貸付業務 資産運用の一環として、企業・個人向けの貸付やコールローンを行っています。
- ・有価証券投資業務 資産運用の一環として、有価証券（外国証券を含む）投資、有価証券の貸付を行っています。
- ・不動産投資業務 資産運用の一環として、事業用ビル等の不動産投資を行っています。

付随業務

■国債等の引受け

保険業法第98条第1項第3号に係る国債などの引受けを行っています。

■他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

保険業法第98条第1項第1号に基づき、他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行を行っています（アクサ損害保険株式会社の保険業に係る業務の代理及び事務の代行等）。

生命保険業

■生命保険業免許に基づく保険の引受け

保険業法第3条第4項第1号、2号及び3号に係る保険の引受けを行っています。

■資産の運用

保険料として収受した金銭等の資産の運用として、主に有価証券投資等を行っています。

■他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

保険業法第98条第1項第1号に基づき、他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行を行っています（アクサ損害保険株式会社の保険業に係る業務の代理及び事務の代行等）。

AXAグループの日本における事業展開	02
ごあいさつ	05
東日本大震災への対応	06
CR活動	07
01 アクサ損害保険の現況	08
1 経営指標	08
2 2011年度(平成23年度)における事業概況	09
3 内部統制システム構築の基本方針	11
4 コンプライアンス(法令遵守)の体制	11
5 リスク管理の基本方針	12
6 勧誘方針	13
7 お客さまに関する個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)	14
8 利益相反管理体制	16
9 保険金等支払管理態勢	16
10 反社会的勢力に対する基本方針	17
11 監査・検査体制	17
12 取扱商品	18
13 お客さまサービス	21
14 保険のしくみ	24
02 業績データ 当社の主要業務に関する事項	30
03 業績データ 財産の状況	43
04 会社概要	52

“社会的使命を有する一企業であることを認識し、
保険事業の意義を高めながら皆さまの暮らしに貢献してまいります。”

さらなる保険価値=安心・安全の新基準創造を目指します。

ご契約者さまをはじめ、当社関係の皆さまには日頃から愛顧いただき心より御礼申し上げます。

東日本大震災から一年以上が経過しましたが、その間に、大雪・竜巻等の自然災害や異常気象による被害、思わぬ交通事故等も日々報道されております。当社は、社会的使命を有する一企業であることを認識し、思わぬ損害等への補償を行う損害保険事業の意義を高めるべく、経営努力を続けて皆さまの暮らしに貢献していく所存です。

当年度を振り返りますと、わが国経済は大震災で影響を受けたものの、その後のライフラインの復旧や復興に関連する需要、各種の政策等を追い風に、後半にかけて回復基調も見えましたが、欧州危機、円高の長期化、タイの洪水、原油高や電力不足等、先行き不透明な状況で推移したと要約できます。今年度の見通しにおいても、世界的にはユーロ圏の債務問題や通貨問題、一部の国の政情問題、円高等の為替レート問題、国内においては各種政策の満了もしくは終了、需要先取りによる反動、電力の供給不足、国の財政赤字への不安等、マクロ的に大きな不安要素を抱えつつ推移していくことが想定されます。

当社は、このような不安定な国内外の環境の中においても、経営の安定を主眼としつつ、日本において依然新しいビジネスモデルである「ダイレクト」型損保ビジネスを推進する起業家精神のもと、販売方法、商品・サービス、保険料設定等における革新を続けて更なる保険価値=安心・安全の新基準創造を目指します。加えて、グローバル展開する世界有数の保険・金融グループである「AXAグループ」のメンバー企業として、グループとして掲げるバリューやビジョンを共有し、各国におけるベスト・プラクティスを活用するなどのシナジー効果を発揮して独自性のある地位を築いてまいりたいと考えます。そして更に、より多くの消費者やステークホルダーから当社を選択いただけるように事業を進めてまいります。

サービスの品質向上、サプライチェーンの強化等の革新を実現してまいります。

当社の経営方針としては、法令遵守や適正業務など高い職業倫理のもと業績達成意識や顧客サービス精神の強い人材開発やチーム組成を行うこと、内部統制の充実や経費の適切

な管理を行うことを核とします。そして、お客さまがより便利にサービスをご利用いただけるようウェブをはじめとする新しい技術やインフラへの適応性向上、時流に合わせた商品の開発や再設計、より大きな保険価値を還元する価格設定、ダイレクトだからできる損害サービスの品質向上、高品質な提携工場や緊急サービスとのサプライチェーンの強化等の革新を実現してまいります。

昨年度は、東日本大震災という未曾有の災害に見舞われたにもかかわらず、主力商品である自動車保険は好調を維持し、保有契約件数は2012年2月末に80万件を超えました。また、2011年4月から新たな商品ラインであるペット保険の販売を開始し、新規契約件数を積み重ねた結果、元受正味保険料（一般企業の売上に相当）は前年度から7.5%増加いたしました。

ご契約者さまやご関係の皆さまには重ねて御礼を申し上げますとともに、今後とも尚一層のお引き立てとご愛顧の程をお願い申し上げます。

2012年7月
アクサ損害保険株式会社
代表取締役社長 藤井 靖之

藤井 靖之

東日本大震災への対応

保険会社が果たすべき使命とは、予期せぬ出来事からお客さまをお守りすること。
アクサ損害保険は、被災地の一日も早い復興を願い、被災地支援の活動を行っております。

お客さまのために

- 被災されたお客さまの利便性の確保等の観点から、継続契約の手続きや保険料の払込みを猶予する等の特別措置を行いました。この度の震災では被災された皆さまの生活再建が長期化していることから、2011年9月末までの長期間の特別措置といたしました。
- 一時的に東京本社を閉鎖しなければならない状況となった場合に備えて、本社勤務の一部社員を福井、高知の各センターに配置し、業務の継続が可能な体制を確保いたしました。

被災地への支援

- 社員による募金活動を行いました。集まった義捐金の同額を会社が拠出し、日本赤十字社、及び緊急災害時動物救援本部に寄付いたしました。
- 「ふんばろう東日本プロジェクト」の「PC設置でつながるプロジェクト」を通じて、被災地にプリンター、PCモニター、周辺機器類を寄付いたしました。



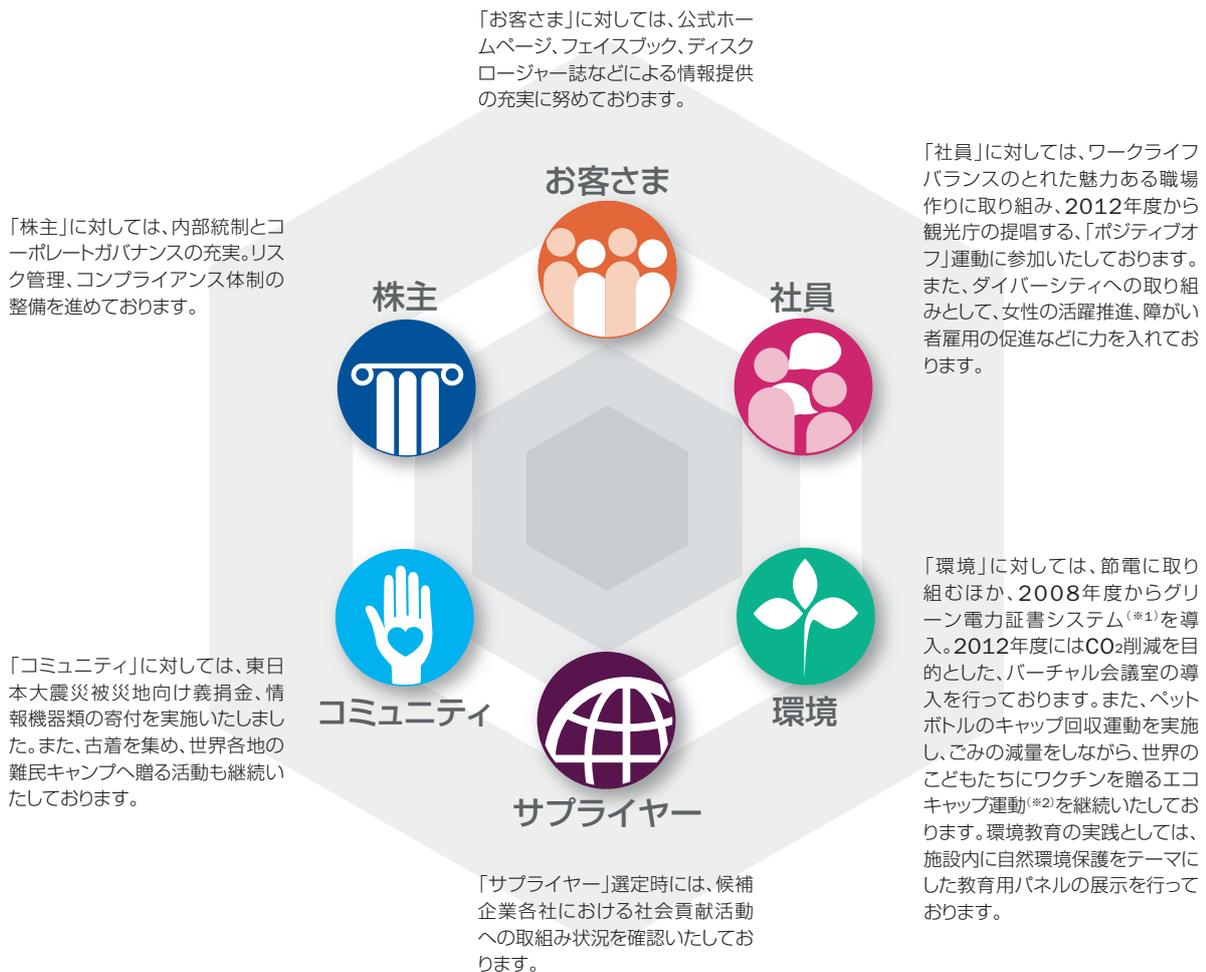
社員への支援

- 本社、横浜オフィス勤務者への支援として、放射線防護キットなどを手配いたしました。
- 震災11日後には、日本のアクサグループ企業をサポートするため、大阪にアクサアシスタンス仮事務所が開設されました。

CR活動

ファイナンシャルプロテクションを提供する私たちのビジネスは、人々の暮らしに安心と安全をもたらし、社会の持続的な発展をサポートするという社会的に重要な役割を持っております。

アクサ損害保険の考えるコーポレートレスポンスビリティ（CR）とは、こうした社会的な役割を、企業として責任ある行動をとることで果たしていくこと。私たちは、「株主」「お客さま」「社員」「環境」「コミュニティ」「サプライヤー」を主要なステークホルダーと考え、責任ある企業としての役割を果たす努力を続けております。



※1 風力、太陽光、バイオマス(生物資源)などの自然エネルギーによって発電された電力(グリーン電力)の環境付加価値を「グリーン電力証書」というかたちで購入するもの。

※2 NPO法人エコキャップ推進協会への寄付。

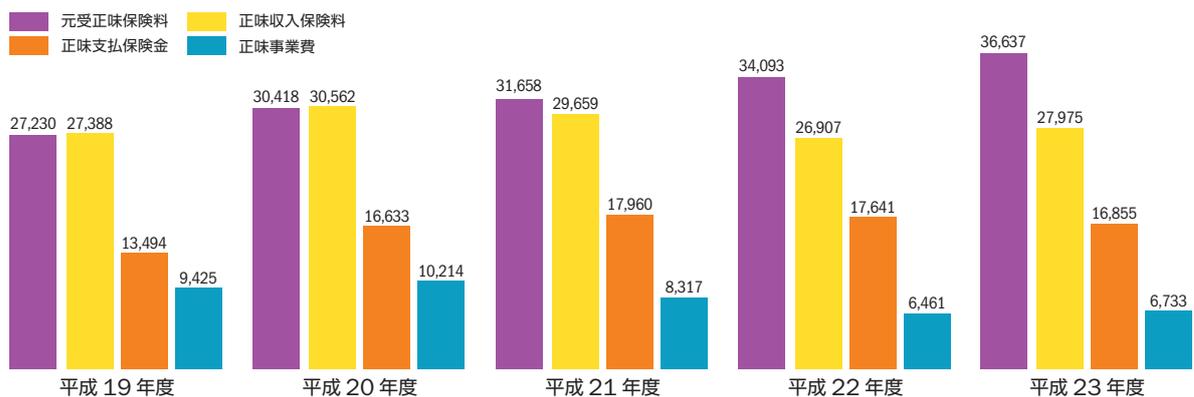
01 アクサ損害保険の現況

1 経営指標

項目	年度	
	平成22年度	平成23年度
元受正味保険料	34,093 百万円	36,637 百万円
正味収入保険料	26,907 百万円	27,975 百万円
正味損害率	73.9%	68.8%
正味事業費率	24.0%	24.1%
保険引受利益	1,674 百万円	1,450 百万円
経常利益	1,811 百万円	1,690 百万円
当期純利益	1,813 百万円	956 百万円
単体ソルベンシー・マージン比率	732.8% (参考) 現行基準 491.0%	609.8%
総資産額	39,149 百万円	41,630 百万円
純資産額	9,459 百万円	11,528 百万円
その他有価証券評価差額金	55 百万円	196 百万円

(注) 単体ソルベンシー・マージン比率は平成22年度、平成23年度は異なる基準によって算出されており、平成22年度の参考値は平成23年度の基準を適用した場合の数値を示しております。

元受正味保険料・正味収入保険料・正味支払保険金・正味事業費の推移 (百万円)



用語説明

- 元受正味保険料**
 ご契約者さまから直接受け取った保険料であり、損害保険会社の売上規模を示す基本的な指標であります。
- 正味収入保険料**
 元受正味保険料に、保険金支払負担の平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり（受再保険料及び出再保険料）を加減した保険料であり、損害保険会社の最終的な売上規模を示す指標であります。
- 正味損害率**
 正味収入保険料に対する、支払った正味支払保険金と損害調査費用の合計額の割合であります。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しております。
- 正味事業費率**
 正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合であります。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、「正味収入保険料」で除した割合を指しております。
- 保険引受利益**
 正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものであります。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等であります。
- 経常利益**
 正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものであります。
- 当期純利益**
 経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取引によって生じた損益を示すものであります。
- 単体ソルベンシー・マージン比率**
 単体ソルベンシー・マージン比率は、巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合をいいます。また、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつであり、通常200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。
- 総資産額**
 損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」であります。損害保険会社の保有する資産規模を示すものであります。
- 純資産額**
 「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」であります。損害保険会社の担保力を示すものであります。
- その他有価証券評価差額金**
 「金融商品に係る会計基準（いわゆる時価会計）」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的などの保有目的で区分し、時価評価等を行っております。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しない有価証券であり、この「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額（いわゆる評価損益）から法人税等相当額を控除したものが、その他有価証券評価差額金であります。財務諸表においては、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

2

2011年度(平成23年度)における事業概況

当期におけるわが国経済は、東日本大震災の影響を受けて短期的には厳しい状況が続いたものの、サプライチェーンの復旧により生産や輸出が比較的順調に回復したことや、各種の政策効果等を背景に、年度後半には穏やかに回復し始めました。しかしながら、欧州危機を発端とする海外景気の停滞、円高の長期化、タイ洪水の影響に加え、原油高や原子力発電の停止による電力不足などの不安もあり、景気は不透明な状況で推移いたしました。

損害保険業界におきましては、自動車損害賠償責任保険の保険料の引き上げや、東日本大震災の影響による地震保険の加入者が増えたほか、エコカー補助金を追い風にした堅調な主力の自動車保険の業績により、大手損害保険5社の収入保険料が増収となりました。

このような情勢のもと、当社の自動車保険は引き続き業界平均を上回る増収率を確保し、業績も比較的順調に推移いたしました。

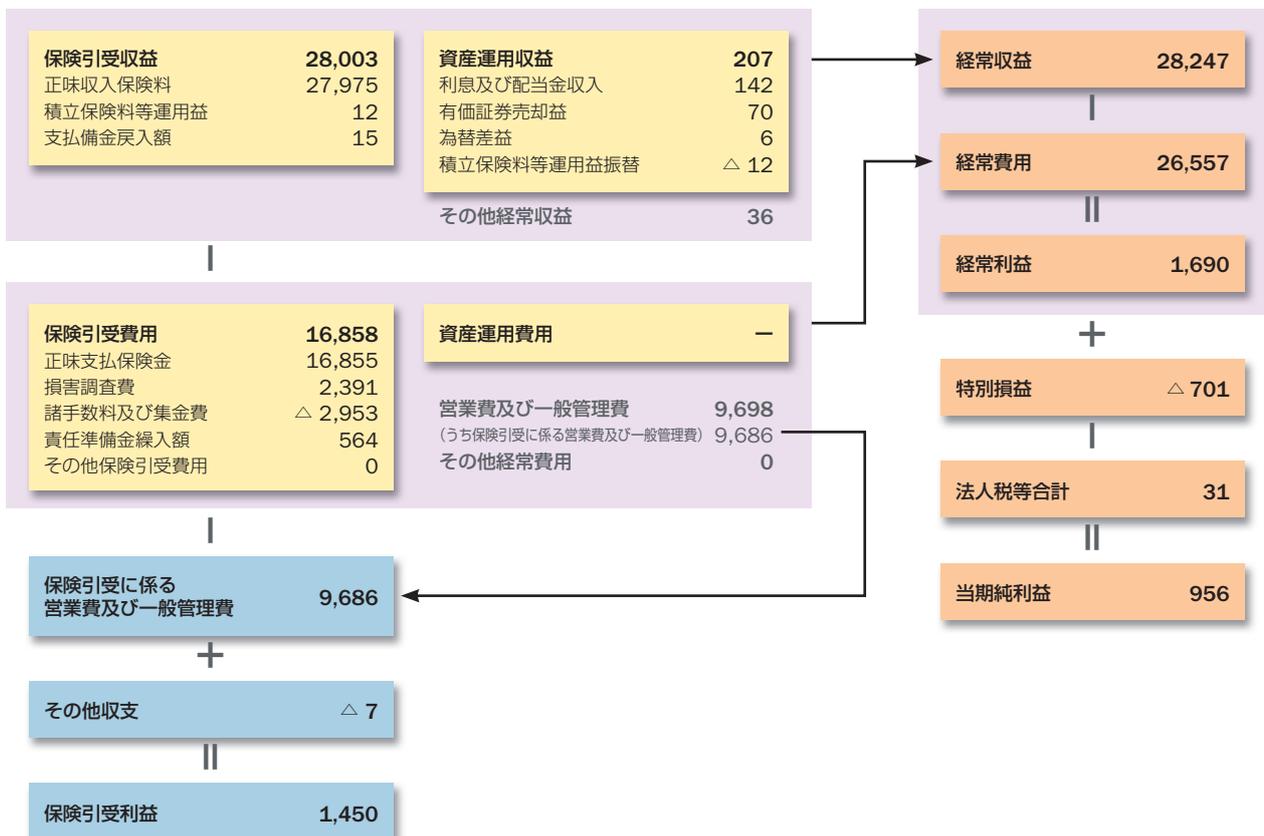
以下に平成23年度における事業の経過と成果等をご報告いたします。

「事業の経過」

財政や景気不安を抱える欧米経済の停滞を映し、日本の景気が先行きの不透明な状況で推移する中、新たな支出を抑えながら生活を維持する消費者の傾向は今後も継続するものと思われ、大手損害保険会社より割安な保険料の直販損害保険会社の自動車保険には、今後も引き続き底堅い潜在的需要が存在するものと期待しております。

このような外部環境のもとにあって、当社は下半期より保険料の安さだけではなく、事故対応力の強化や故障の際の無料ロードサービスなど、品質面の高さに重きを置いたテレビ広告のキャンペーンを地上波メディアでも行い、多くのお客さまよりお問い合わせを頂きました。当期における自動車保険の新規契約件数は約17万件となり、前年比2.4%の増加となりました。保有件数は前年より6.3%増加して約81万件となり、引き続き増加基調を維持しております。更に、平成23年4月よりペット保険の販売を開始いたしました。これまでに培ったダイレクトビジネスのノウハウを十分に活用して積極的な販売活動を行っていく予定です。

●決算のしくみ (単位：百万円)



お客さまサービスにおいては、既に当社で契約されているお客さまとの新たなコミュニケーションの方法を確立し、かつ、今まで当社と関係がありませんでしたお客さまにも、当社の様々な取組みや魅力をお伝えするために、平成23年12月よりFacebook公式ページの運営を開始いたしました。また、スマートフォン（iPhone, Android）利用者の増加に伴い、「アクサダイレクトGPSナビ」サービスがスマートフォンからも利用頂けるようにいたしました。当サービスのAndroid対応は当社が業界初となります。

損害サービス業務の観点からは、中京地区のお客さまや被害者の方々のために、損害額の確認や損害額の協定等に関する説明を現地に出向面接して行う損害サービス拠点を名古屋に設け、中京地区のお客さまや被害者の方々にこれまで以上にきめ細やかなサービスを提供できる体制を整えました。更に、東北地方への損害サービス拠点の設置、指定修理工場ネットワークの拡大を計画しております。

損害サービス業務の運営については、保険金の支払漏れ、支払遅延の問題を踏まえ、引き続き迅速かつ適正な保険金支払業務の維持に努めており、保険金支払漏れ防止月次検証結果及び事故解決までの所要日数を経営会議に報告しております。また、コスト削減への取り組みとして、画像伝送を利用した車両損害額の協定を強化しております。

「事業の成果」

上記のような活動により、主力商品であるダイレクト自動車保険は当決算期においても好調に推移しました。自動車保険の元受正味保険料は対前年6.0%増の352億円となりました。これに傷害保険及びペット保険の13億円を合計した全体の元受正味保険料は366億円となり、対前年7.5%の増収となりました。保険引受収益は対前年17百万円減の280億円となり、資産運用収益及びその他経常収益を加えた経常収益は282億円となりました。一方、特約比例再保険の再保険金の増加により、保険金は減少し、損害率は対前年5.1ポイント減の68.8%となりました。事業費につきましては、再保険手数料の増加により、諸手数料が減少しましたが、広告費等の増加により営業費が増加したことで事業費率は前年より0.1ポイント上昇し24.1%となりました。以上により保険引受費用が168億円、営業費及び一般管理費が96億円となり、経常利益は16億円となりました。

これに一部事業の中止に伴い固定資産の除却等の特別損失を計上し、法人税及び住民税を差し引いた後の当期純利益は9億円となりました。

単体ソルベンシー・マージン比率は609.8%であり、保険金支

払いに問題のない十分な支払余力を保持しております。

「資産運用の概況」

当年度末の総資産は前年度末に比べ24億円増加し、416億円となりました。このうち、運用資産は前年度末に比べ21億円増加し、346億円となりました。

資産運用に当たりましては、保険業法等の諸規則を遵守しつつ、内規等に従った安全性及び流動性の高い金融商品へ投資した結果、利息及び配当金収入は142百万円となりました。また、株式等の売却により70百万円の有価証券売却益を計上いたしました。

「会社が対処すべき課題」

今後のわが国経済は、東日本大震災からの復興事業が内需を支え、米国の景気復調や円高の一方で輸出も好転し、穏やかながらも回復基調で推移していくものと見込まれます。

損害保険業界におきましては、若者の車離れ等による自動車保有台数の伸び悩みや、少子高齢化の進展等、厳しい事業環境に加え、インターネット専門保険会社の台頭等もあり、各社間の競争が激化していくものと予想され、お客さまのニーズへの的確な対応と収益力の向上が重要になっています。

このような中、当社は、商品購入プロセスの起点となる情報ソースとして依然重要な位置を占めている地上波メディアに対しても積極的に広告を展開し、アクサブランドに対する認知度と安心感を強化し、ビジネスボリュームの拡大に努めてまいります。また、業務の効率化を推進し、最適な組織構成及び人員配置を実現し、コストパフォーマンスの改善にも取り組んでまいります。このような取り組みを通じて、引き続き事業基盤を拡大するとともに、安定した収益の確保ができる体制を構築していきます。更に、品質の向上に努め、お客さまから確かな信頼により選ばれる保険会社を目指してまいります。

(注)本報告書（以下の諸表を含む）における各計数の表示及び計算は、次のとおりであります。

- (1) 保険料等の金額及び株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しております。
- (2) 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
- (3) 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3 内部統制システム構築の基本方針

アクサ損害保険では、保険業という公共性の高い事業に対する社会的要請に応えるため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化により、業務執行の公正性・効率性の確保に努めております。また、経営の健全性及び透明性を確保するとともに、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまに信頼され、選ばれる会社となるために、内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努めております。

内部統制システム

アクサ損害保険では、会社法及び会社法施行規則に基づき、2006年5月の取締役会において業務の適正を確保するための体制を次のとおり決定しております。

1. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 代表取締役によるコンプライアンス・ステートメント(法令遵守に関する声明)をコンプライアンスの基本方針とし、コンプライアンス推進体制の不断の見直しに努める。
- コンプライアンスマニュアルの整備、毎年のコンプライアンスプログラムの策定・実施により、コンプライアンス重視の企業風土を醸成する。

2. リスク管理に関する体制

- リスク管理に関する基本方針を定め、各業務の所管部門におけるリスク管理の実践、及びリスク管理を統括する部署設置により、全社的なリスク管理を行う。
- 経営会議の諮問委員会としてリスク管理委員会を設置し、同委員会での議論を通じて全社的なリスク管理を推進する。

3. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、四半期単位の取締役会のほかに、必要に応じ適宜の臨時取締役会を開催するものとする。
- 経営方針・戦略に関する重要事項については、原則隔週開催の経営会議における取締役会付議の事前審議を踏まえ執行決定を行うものとする。
- 取締役会で決定された業務の執行については、職務権限規則、職務分掌規定、決裁権限表に沿って、責任者及び手続きが定められ実行されるものとする。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書は、文書保存・保管規定に基づき適切かつ確実に保存・保管することにより管理する。
- 各文書の保存期間は永久とし、取締役または監査役からの閲覧要請があった場合、速やかに閲覧が可能である方法で保管するものとする。

5. グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 親会社であるアクサ ジャパン ホールディング株式会社から示されたグループ経営管理方針の社内周知に努め、グループ方針に則った業務運営を行う。
- 重要案件や内部監査結果等について親会社主催のコミッティ等において協議・報告することにより企業集団としての一体感と整合性を維持するとともに、子会社としての独立性も保ち、コンプライアンス重視による意思決定を行うことで適正な業務運営を確保するものとする。

6. 監査役会設置会社としての体制

監査役の職務を補助すべき使用人の設置及び取締役からの独立性に関する事項

- 監査役は監査役会運営の補助業務を当社の使用人に命ずる事ができる。
- 補助業務を行う使用人の人事異動等については監査役会の意見を尊重する。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- 取締役及び使用人は業務・業績に影響を与える重要な事項について都度報告するものとする。また、使用人が重大な事実を発見した場合は監査役に直接報告することができるものとする。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査役は経営会議及び主な諮問委員会へ随時出席し、適宜質問を行うことができる。
- 監査役は必要に応じ何時でも取締役及び重要な使用人に対し報告を求めることができる。
- 代表取締役社長、外部監査人並びに内部監査部門と定期的な意見交換機会を持つこととする。

4 コンプライアンス（法令遵守）の体制

1 基本理念

AXAグループでは、グループの倫理基準と実践について共通のビジョンを確立するために、行動倫理規範を中心とした「AXAグループ コンプライアンス&エシックスガイド」を定めております。また、日本における保険持株会社であり、当社の親会社であるアクサ ジャパン ホールディング株式会社において

も、子会社に対するガバナンスの一環として、アクサジャパングループの「コンプライアンスポリシー」を定めております。当社はこれらグループの基本理念に基づき、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、毎年「コンプライアンスプログラム」を策定し、さらに各部門単位での実践計画を策定・実行していくことで、全社的にコンプライアンスの推進を図っております。

2 コンプライアンス推進体制

当社では、コンプライアンス委員会において、コンプライアンス推進体制の立案、維持・管理・モニタリング等を行うとともに「コンプライアンスプログラム」の進捗管理や評価、コンプライアンス態勢の推進に係る事項の審議、経営会議等への報告・提言等を行っております。また、各本部長・部門長は、コンプライアンス部門と連携し、各部門におけるコンプライアンス実践の責任者として、具体的な施策の策定や実施、また、部員からの相談への対応等を行っております。

3 コンプライアンス教育

基本理念やコンプライアンス推進体制、業務遂行に際し遵守すべき法令や起こりえる具体的事例についての判断基準を解説した「コンプライアンス規則」を策定し、各種研修に活用する等役職員への周知徹底を図っております。

また、2010年からは、全役職員を対象に「e-Learning」による

コンプライアンス研修を実施する等、更なるコンプライアンス遵守に向けた取組みを強化しております。

4 コンプライアンスに係る報告体制

当社では、業務の遂行に際し、関連する法令や社内規程に違反する行為等が生じた場合の報告体制を明確化し、問題となる行為への適切な対処と再発防止に取り組んでおります。

また、社内のコンプライアンスの実践を支援・強化することを目的とした「コンプライアンス相談制度」や、不正行為等の早期発見と是正を図ることを目的とした「内部通報者ダイレクトライン」の設置等により、健全かつ適切な業務運営の確保に努めております。

当社は、これらの取組みを機軸として、全社的にコンプライアンス体制の充実を図り、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に努めております。

5 リスク管理の基本方針

1 リスク管理の基本方針

金融の自由化、規制緩和の進展、IT技術の進歩に伴い、損害保険会社を取り巻くリスクは増加し、多様化・複雑化しております。これらのリスクは、単にすべてを極小化すればよいというものではなく、企業価値を増大させるためには、それぞれのリスクの特性に応じて適切にコントロールしていく必要があります。

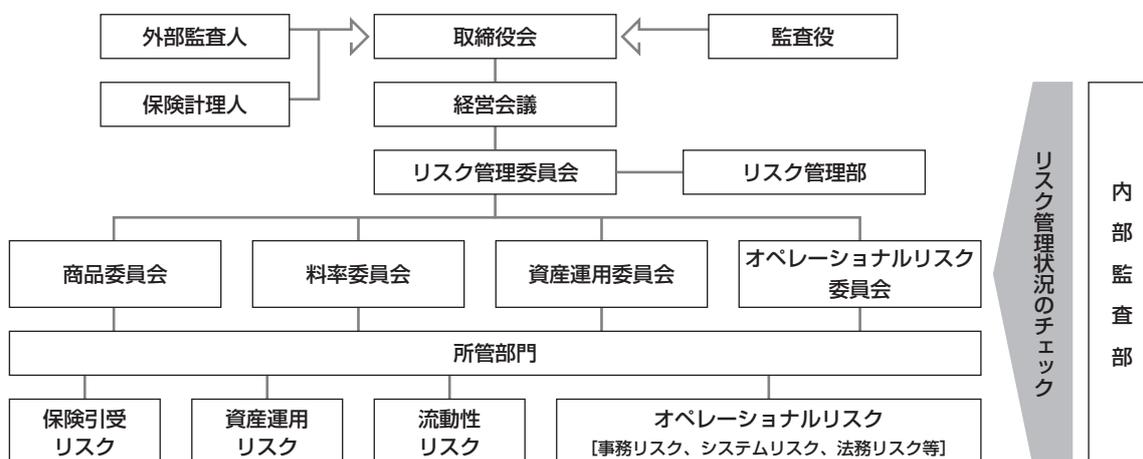
当社では、アクサ ジャパン ホールディング株式会社のリスク管理に関する基本方針に基づき、リスク管理を経営上の最重要課題のひとつと位置づけ、リスクとリターンのバランスに対して注意深く考察を行うことにより、リスクからもたらされる不利益を効率的に最小化しつつ、事業活動から得られるリターンを最大化していくことをリスク管理の基本方針としております。

2 リスク管理体制

当社では、損害保険事業の業務遂行に伴う主要なリスクを「保険引受リスク」、「資産運用リスク」、「オペレーショナルリスク」と認識し、各リスクについて①所管部門・諮問委員会による一次管理、②リスク管理委員会・リスク管理部による管理、③監査部門による業務監査という三重の管理体制をとっております。

リスク管理委員会で審議された各リスクの管理状況は経営会議及び取締役会にて報告・確認され、経営レベルでの管理を行っております。

なお、通常の予想を超える金融市場の変動や損害率の上昇等の事象が同時に発生したシナリオでシミュレーション(ストレステスト)を行い会社経営の健全性確認に活用しております。



3 保険引受リスク管理

保険引受リスクは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、保険会社が損失を被るリスクです。当社では、リスク分析に基づいた引受基準を策定するとともに収支の分析や検証を継続的に行い、必要に応じて引受基準、保険商品、保険料の改定等を行っております。また、リスクに応じて保有限度額を設けるとともに、再保険の手配等の危険分散を行うことにより、過度なリスク集中を回避しております。なお、再保険取引先は信用度を十分考慮して選定しております。

「商品委員会」及び「料率委員会」を設置し、保険商品、引受条件、損害率、責任準備金や保有・再保険等について分析・検討してリスク管理を行っております。リスク管理状況は料率委員会、及び商品委員会で審議され、「リスク管理委員会」にて確認・審議されております。

4 資産運用リスク管理

資産運用リスクは、市場変動により有価証券の資産価値が変動する市場リスク、投資先の財務や経営状態の悪化等により債券価格が下落する等の信用リスク、及び資金の確保のために通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされる等の流動性リスク等に分類されます。

当社では、社内諸規定に従って安全性・流動性に十分配慮した資産運用を行っております。また、資産運用の企画・実行部門と、事務処理・決済・リスク管理部門を分離し、相互牽制を働かせております。資産運用リスク管理状況はリスク管理部より「資産運用委員会」及び「リスク管理委員会」にて報告・審議されております。

5 オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、内生・外生両方の事象に起因し、プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないことによる損失にかかるリスクをいいます。

当社では、定期的に全部門でオペレーショナルリスクの自己評価を実施して、リスクを特定・評価し、必要に応じて対策を講じております。これらにより、リスクの削減・事故の未然防止に努めております。また「オペレーショナルリスク委員会」(ORC)を設置し、事故が発生した場合には速やかに報告するプロセスを構築しております。ORCでは、報告された個々の事故の原因・対応策の分析・検証、及び対応策の進捗管理を行っております。

6 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

将来収支分析について

該当事項はありません。

第三分野保険に係る責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

医療保険等のいわゆる第三分野保険の保険事故発生率の不確実性への対応として、ストレステスト、負債十分性テストを行うことにより、責任準備金の積立の適切性を確保しております。

当社ではストレステストを担当部署である数理部が実施し、ファイナンス&コントロール本部長がそのテスト結果を検証しております。更に、検証結果を外部の保険計理人が確認することで、責任準備金の十分性を確認しております。

ストレステストにおける危険発生率等の設定水準の合理性及び妥当性

第三分野保険のストレステストに使用した事故発生率等は、告示(平成10年大蔵省告示第231号)の規定に従って、将来10年間に保険事故発生率の変動等による保険金の増加を99%の確率でカバーする水準としました。

ストレステストの結果

ストレステストの結果、責任準備金は不足していないことが確認できたため、追加の責任準備金の積み立ては行っておりません。

6 勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社(及び当社所属の損害保険代理店)の勧誘方針を次のとおり公表しますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法及びその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。なお、保険販売に際しましては、お客さまにご理解いただけるような説明を行うよう常に努力してまいります。
2. お客さまの保険に関する知識、保険の加入目的、財産状況を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に適合した説明を行うよう心掛けるとともに、お客さまの意向と実情に沿った適切な保険商品が選択できるよう常に努力してまいります。
3. お客さまと直接対面しない保険販売(例えば通信販売等)を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう常に努力してまいります。
4. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するよう常に努力してまいります。
5. お客さまの様々なご意見等の収集に努め、それを保険販売に反映していくよう常に努力してまいります。

「金融商品の販売等に関する法律」(金融商品販売)の概要については、金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/ordinary/kinyuusyohin/index.html>)をご覧ください。

7 | お客さまに関する個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）

当社はお客さまの信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」及びその他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守し、お客さまの個人情報を適切に取り扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めてまいります。

また、当社は個人情報保護の強化のため、従業者への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱い内容の見直しと、その継続的な改善に努めてまいります。

個人情報につきましては以下の内容をご了解いただいた上でご提供ください。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

当社では、以下のような方法で個人情報を取得することがあります。

（個人情報取得方法の例）

- 保険契約申込書、保険金請求書などのお客さまにご記入・ご提出いただく書類による取得
- ウェブサイトの画面等へお客さまにご入力いただくことによる取得
- コールセンター等にいただいたお問い合わせなどへ対応するためにお電話の内容を録音あるいは記録することによる取得

※当社では、お問い合わせやご契約内容等の事実確認、電話対応の品質向上にむけた研修への活用などのために、お電話の内容を録音・記録することがございます。

2. 個人情報の利用目的

当社ではお客さまのお取引きを安全確実に進め、最適な商品、サービスを提供させていただくため、適法かつ公正な手段により業務上必要な範囲内のお客さまの情報を収集させていただいており、次の目的のために利用されます。

また、利用目的は、お客さまにとって明確になるように具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するように努め、下記のとおりホームページ等により公表します。

利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表いたします。

- (1) ご本人かどうかの確認
- (2) 損害保険契約の見積、引受、維持、管理
- (3) 適正な保険金、給付金の支払
- (4) 当社及び関連会社、提携会社等の各種商品・サービスの案内、提供、管理
- (5) 当社業務に関する情報提供・運営管理
- (6) アンケートの実施や市場調査等並びにそれらによる商品・サービスの開発・研究
- (7) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
- (8) 他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行
- (9) お問い合わせ、ご依頼等への対応
- (10) その他保険事業に関連、付随する業務

3. 情報の提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なくお客さまの情報を第三者に提供することはありません。

- 法令に基づく場合
- 業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- 当社関連会社との間で共同利用する場合（「7. 当社関連会社間での共同利用」をご覧ください）
- 損害保険会社間等で共同利用する場合（「8. 情報交換制度等」をご覧ください）

4. センシティブ情報のお取扱い

当社は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」に基づき、保健医療などのセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体も

しくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

- 法令等に基づく場合
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

5. 情報の安全管理

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備及び安全管理に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

【SSL 対応について】

当社ウェブサイトではお客さまの大切な個人情報を安全に送受信するために、SSL の暗号化システムを使用しております。詳しくは当社サイトポリシーの【SSL（Secure Sockets Layer）とは】をご参照ください。

【Cookie について】

当社ウェブサイトでは、ご利用状況に関するデータ収集や、統計資料作成のために Cookie を使用しています。Cookie とは、お客さまが当社ウェブサイトへアクセスされた際に、お客さまのコンピュータに小規模の情報を送信・格納する技術のことをいい、これにより当社では、お客さまがどのページをご覧になったかの記録を収集しています。こうした情報にはお客さまを特定する個人情報は含まれておらず、主として統計資料作成のために利用されます。

【ウェブビーコンについて】

当社ウェブサイトでは、お客さまへ使いやすいサービスを提供するため、また、当社ウェブサイトのご利用状況に関するデータ収集等の目的でクッキーの情報及びウェブビーコンを使用しています。こうした情報にはお客さまを特定する個人情報は含まれておらず、主として統計資料作成のために利用されます。詳しくは当社サイトポリシーの【ウェブビーコンに関して】をご参照ください。

6. 個人データ取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託する場合があります。

当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定めて、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認する等、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、以下のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

（委託する業務の例）

- 保険契約の募集に関わる業務
- アシスタンスサービスに関する業務
- 保険金支払に関わる業務
- 保険証券・その他帳票等の作成・発送に関わる業務
- 情報システムの保守・運用に関わる業務

7. 当社関連会社間での共同利用

当社及び当社関連会社は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で、以下のとおり、個人データを共同利用することがあります。

- (1) 個人データの項目
 - 氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容など、お取引に関する情報
- (2) 共同利用する関連会社の範囲
 - 当社の親会社である保険持株会社及びその子会社
アクサジャパンホールディング株式会社（保険持株会社）

アクサ生命保険株式会社
ネクスティア生命保険株式会社

(3) 個人データ管理責任者
・当社

8. 情報交換制度等

(1) 当社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、他の損害保険会社等との間で、個人データを共同利用いたします。

詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会及び損害保険料率算出機構のホームページ等を通じてご確認ください。

・一般社団法人 日本損害保険協会 そんがいほけん相談室
所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地
電話番号：03-3255-1467
受付時間：9:00～17:00（土日祝日を除きます。）
ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

・損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口
所在地：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地
電話番号：03-3233-4141
受付時間：9:00～17:00（土日祝日を除きます。）
ホームページアドレス <http://www.nliro.or.jp>

(2) 当社は、損害保険代理店の適切な監督や職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しております。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しております。

詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp>) をご覧ください。

9. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会につきましては、下記の電話番号にお問い合わせください。ご照会者ご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。また、事故に関するご照会につきましては、既にご通知させていただいている担当部署にご本人から直接ご照会ください。

<ご契約内容に関するご照会先>

(自動車保険) 電話番号:0120-193-877 (通話料無料)
受付時間 月曜～金曜(祝日含む) 9:00～22:00、
土曜・日曜 9:00～17:00

(入院手術保険) 電話番号:0120-937-875 (通話料無料)
受付時間 月曜～日曜(祝日含む) 9:00～18:00

(傷害保険) 電話番号:0120-974-297 (通話料無料)
受付時間 月曜～日曜(祝日含む) 9:00～18:00

(ペット保険) 電話番号:0120-324-384 (通話料無料)
受付時間 月曜～日曜(祝日含む) 10:00～18:00

10. 保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正、利用停止等のご請求
個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正、利用停止等をご請求される場合は、下記「11. お問い合わせ窓口」までお申し出いただき、当社所定の請求書類等をご提出ください。後日、原則として書面にて回答させていただきます。なお、ご本人以外からのご請求については、代理権の存在を示す資料（委任状など）のご提出が必要となります。お客さまからの開示等のご請求に関しましては、当社所定の手数料をいただく場合があります。

当社が、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合には、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

11. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対しまして、適切・迅速に対応いたします。

当社からの電子メールや郵便あるいは電話等によるサービス等のご案内、及び当社関連会社等でお客さま情報の共同利用について、お客さまがご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申出ください。契約管理その他当社業務上必要な場合を除き、取扱いを停止させていただきます。

当社の個人情報の取扱いや保有個人データに関するご照会・ご相談、その他のお問い合わせは、下記までご連絡いただけますようお願いいたします。

<お問い合わせ先>

お客様相談室
所在地:〒111-8633 東京都台東区寿2丁目1番13号
電話番号:0120-449-669 (通話料無料)
受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人外国損害保険協会の対象事業者です。

同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 外国損害保険協会 事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目20番4号
電話番号:03-5425-7854
受付時間 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く。)
※土・日、祝日など外国損害保険協会の休業日を除きます。
ホームページアドレス <http://www.fnlia.gr.jp>

8 利益相反管理体制

当社は、当社が行う取引によりお客さまの利益が不当に害されること（以下、「利益相反」といいます）のないよう、利益相反について定められた法令等を遵守し、利益相反管理体制を整備するとともに、会社規程として「利益相反管理方針」を定めております。当社は、本管理方針に基づき、適切に業務を行っております。なお、本管理方針の概要は以下のとおりです。

1 法令等の遵守

当社は、利益相反について定められた法律その他の法令、ガイドライン、会社規程等を遵守いたします。

2 利益相反のおそれのある取引の管理

当社は、利益相反のおそれのある取引をあらかじめ特定・類型化いたします。

当社は、特定・類型化した取引について、その管理方法を個々に定める等必要な措置を講じることにより、利益相反を適切に管理し、お客さまの利益が不当に害されることを防止いた

します。当社は、かかる特定・類型化及び管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間その記録を保存いたします。当社は、特定・類型化した取引について定期的に検証し、その検証結果を受けて、その記録の更新等を行うことにより、管理体制の実効性を確保いたします。

3 社内体制の整備

当社は、利益相反管理責任者及び利益相反管理統括部署を設置しております。

利益相反管理統括部署は、利益相反管理責任者のもと、関連部署と連携して利益相反のおそれのある取引の管理を行っております。

9 保険金等支払管理態勢

保険金等の支払い業務は、損害保険会社の業務において、最も重要な責務であり、当社においても、「保険金等支払管理態勢の構築に係る方針」を制定し、支払管理態勢の整備・強化に向けた取組みを行ってまいりました。

このことは、「あらゆるお客さまに対して、生涯を通じてニーズにお応えする」アクサのコアビジネスであるフィナンシャル・プロテクションに直結するものです。

今後もより一層の強化に努め、適正な支払いを行うための態勢の整備に取り組んでまいります。

1 経営管理（ガバナンス）態勢の整備

内部監査体制の強化、リスク管理体制の見直しにより、商品開発、保険金支払管理等各種リスクに係る課題が発生した場合の経営報告及び対応体制を整備しております。

2 保険金等支払管理体制の整備

保険金支払プロセスにおける支払漏れのチェック機能を強化するため、システムの改定を行い、また、保険金支払漏れの有無を毎月チェックする検証体制を整備しております。

保険金支払マニュアルの見直し、事前審査制度の導入、外部専門家による検証規定の策定、社員教育、研修の充実等、適正な保険金支払に向けて管理態勢を整備しております。これらの取組みについて一層充実させてまいります。

3 お客さまに対する説明態勢の整備

保険商品の補償内容とお支払いできる保険金について、お客さまにわかり易くご説明するために、ホームページ、商品パンフレット、重要事項説明書などの説明資料の見直しを適宜行っております。

事故報告及び保険金請求の際に、お客さまのご契約内容と事故内容に基づき、お支払いが想定される保険金の補償内容を

わかり易く説明した資料をご案内しております。これらお客さまに対する説明を一層強化いたします。

4 研修及び教育体制の整備

支払査定を行う社員にはスキル向上の一環として、定期的に社内研修を実施するとともに、社外弁護士による専門的な研修を行い、支払査定者の知識・能力の向上を図っております。

5 保険金支払審査会について

当社では、保険金支払の適切性を検証するための機関として、平成21年4月に「保険金支払審査会」を設立いたしました。保険金支払に該当しないと判断されたご契約で、当審査会での審議をお申し立ていただいた事案に対し、その妥当性について社外の専門家（弁護士・大学教授等）を交えた保険金支払部門以外のメンバーで客観的に審査し、当該事案の最終的な保険金の支払可否を決定しております。

2011年度（2011年4月～2012年3月）は、「保険金支払審査会」において、14件の審査を行いました。

当社では、適切な保険金支払業務を確保し、お客さまの利益を保護することにより、お客さまにご納得、ご安心いただける保険金支払管理態勢の更なる強化に向け、取り組んでまいります。

10 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し被害を防止するため、以下のとおり基本方針を定め、宣言します。

1. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対して、社長以下組織全体として対応するとともに、対応する従業員の安全を確保するための体制を整備します。
2. 当社は、損害保険会社に対する公共の信頼を維持し、損害保険会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
3. 当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築していきます。
4. 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害が生じた場合には刑事事件として被害届の提出または告訴・告発を行います。
5. 当社は、いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引、資金提供等は絶対に行いません。

11 監査・検査体制

当社では、自己責任原則に基づく業務の健全かつ適切な運営の確保に向けたコンプライアンスの徹底及びリスク管理の強化を支援し、お客さまの安心と利便性の向上に資する監査・検査体制の充実に取り組んでまいりました。社外監査法人、監査役及び内部監査部が相互に連携し、監査の実効性確保に努めております。更に、内部統制の有効性について点検・評価しております。

1 社外の監査・検査体制

保険業法の定めにより、金融庁及び財務省財務局の検査を受けることになっております。また、会社法の定めにより、あらた監査法人による会計監査を受けております。

2 社内の監査体制

他の部門から独立した内部監査部が、取締役会の承認を得た監査計画に基づき各部門等における内部管理態勢の有効性・効率性を検証しております。監査結果及び改善提案は、社内規程「内部監査規則」に基づき、取締役会等へ報告を行っております。監査役は、会社法の定めにより、取締役の職務執行に関わる監査並びに会計監査を実施しております。

12 取扱商品

1 アクサダイレクト総合自動車保険

●個人のお客さまを対象とした通信販売によるリスク細分型の自動車保険・バイク保険です。

1) 対象となるお車

対象となるお車は、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、特種用途自動車（キャンピング車）、二輪自動車及び原動機付自転車となります。

2) 主な補償内容

対人賠償保険をはじめ対物賠償保険、自損事故保険、無保険車傷害保険、搭乗者傷害保険の5つの補償とアシスタンスサービス（P.21 をご参照ください。）を基本セットとしております。

さらに車両保険（二輪自動車及び原動機付自転車を除く）、人身傷害補償特約、弁護士費用等補償特約等を任意にお選びいただけます。

3) 示談交渉サービス

対人事故及び対物事故については、お客さまと被害者の同意のもと、当社が示談交渉サービスを行います。また、アクサ安心プラスを付帯されたお客さまの場合には、日常生活や住宅の所有・使用・管理に伴う賠償事故が発生した場合にも、示談交渉サービスを実施しています。

●アクサダイレクト総合自動車保険の特長

1) 合理的な保険料を算出

お客さまのリスク要因に、より適切に対応できる独自のリスク区分（運転者の年齢、免許証の色に加え、居住地域によるリスク区分等）を導入するとともに、お車の車齢、使用目的、さらには年間予想最大走行距離によるきめ細かなリスク区分を使用することで、お客さまそれぞれに応じた合理的な保険料を算出しております。

2) 充実したアシスタンスサービスの提供

自宅での故障にも対応したアシスタンスサービスをすべてのご契約者に提供する等、充実したサービスの提供に努めております。

●インターネット割引

インターネットでご契約手続きをしていただいた場合には、新規契約の場合、保険料を最大10,000円割り引きます。また、継続契約の場合は、インターネット継続割引として、保険料を1,000円割り引きます。



アクサダイレクト総合自動車保険の主な販売・改定状況

平成11年(1999年)	7月	「アクサダイレクト総合自動車保険」を販売開始
平成14年(2002年)	11月	新規契約に対する「インターネット割引」の開始
平成15年(2003年)	12月	ペーパーレスによるインターネット契約締結を開始
平成16年(2004年)	3月	継続契約に対する「インターネット継続割引」の開始
	8月	「ペット搭乗中補償特約」を含む特約パッケージ「アクサ安心プラス」を販売開始 「弁護士費用等補償特約」の販売開始
平成17年(2005年)	4月	リスク細分型によるバイク保険（二輪・原付）の引受開始
平成18年(2006年)	3月	異動・継続手続におけるペーパーレス化を実施
平成20年(2008年)	2月	休日の事故対応サービス体制を拡充。休日でもスピーディな初期対応を実施
	10月	「対物全損時修理差額費用補償特約」の発売開始
平成22年(2010年)	4月	保険法（2010年4月1日施行）に対応した保険約款へ改定 「弁護士費用等補償特約」の補償範囲を拡大 「紹介契約者割引」の開始
平成24年(2012年)	2月	引受対象車種を7車種から10車種へ拡大 年齢条件の適用範囲を同居の親族等へ縮小 運転者限定に「夫婦型」と「本人型」を追加 年齢条件及び運転者限定の対象車種に貨物車等を追加 「他車運転危険補償特約」に車両特則を新設し補償範囲を拡大 「人身傷害補償特約」に保険金額「無制限」を追加 「日常生活賠償責任保険特約（示談交渉付）」を販売開始
	4月	インターネット割引を最大10,000円に拡大

2 傷害保険（普通傷害保険・家族傷害保険）

個人を対象とした通信販売による傷害保険です。国内・国外を問わず急激かつ偶然な外来の事故による「ケガ」について保険金をお支払いいたします。

家庭内、職場内、通勤途上、レジャー・旅行中等の日常生活における様々なケガを補償する「フルタイムコース」と、「就業中の危険補償対象外特約」を付帯することで仕事中外のケガに補償範囲を限定した「オフタイムコース」がございます。また、それぞれのコースには、社会問題化しつつある自転車同士、あるいは自転車と歩行者の事故等による賠償リスクにも備えた「自転車おすすめパック」もございます。



傷害保険の主な販売・改定状況

平成19年(2007年)	10月	通信販売による「傷害保険」を販売開始
平成22年(2010年)	4月	保険法（2010年4月1日施行）に対応した保険約款へ改定
平成23年(2011年)	1月	賠償責任危険補償特約をセットにした「自転車おすすめパック」を販売開始

3 入院手術保険

個人を対象とした通信販売による医療保険です。

1) 終身タイプの医療保険

入院及び手術に保障を絞った終身タイプの医療保険で、日帰り入院から保障する保険です。先進医療も80歳まで保障いたします。また、年齢が上がっても保険料は上がりません。

2) 1,000種類を超える手術をカバー

病気やケガの治療を目的とする、公的医療保険制度が適用されるほとんどの手術（1,000種類以上の手術）を保障いたします。

3) お支払対象の手術・先進医療をネットで公開

お支払い対象となるすべての手術・先進医療をホームページで解説するとともに、セカンドオピニオンサービスや、専門医の紹介等、充実した付帯サービスを全契約者へ提供いたします。

4) 無事故戻し金

入院保険金・手術保険金の支払いが1年間なかった場合、無事故戻し金の支払いを保険料払込み期間中毎年行います。

5) キャッシュバック

初年度については、当社自動車保険の契約者である場合のキャッシュバックや、インターネットからのお申込みによるキャッシュバックがあります。



入院手術保険の主な販売・改定状況

平成20年(2008年)	4月	「入院手術保険」を販売開始
平成21年(2009年)	4月	先進医療の保険金額を引き上げるとともに、保険料引下げを実施
平成22年(2010年)	4月	保険法（2010年4月1日施行）に対応した保険約款へ改定

4 ペット保険

個人の家庭で飼育されているペット(犬または猫)を対象とした通信販売によるペット保険です。

1) 補償内容

ペットがケガや病気のために、国内で獣医師の治療を受けた場合に、お客さまが負担された治療費を保険金支払割合に従ってお支払いいたします。また、ペットが他人に噛み付いたり、他人の物を壊したりしたこと等によって、飼い主に法律上の賠償責任が生じた場合に、保険金をお支払いする「ペット保険賠償責任危険補償特約」を任意に付帯することができます。

2) 選べる補償プラン

プラン50とプラン70の2つのプランがあります。プラン50では保険期間中に治療費の50%を50万円限度に、またプラン70では保険期間中に治療費の70%を70万円限度に保険金をお支払いいたします。

保険期間中の支払限度額内であれば、保険金の支払回数や治療1回あたりの支払額に上限を設けていませんので、安心して治療に専念していただけます。

3) 2種類の保険料割引

インターネットでご契約いただいた場合に、一定の条件のもとで初年度の保険料を3,000円割引きます。また、ペットを特定できるマイクロチップを装着している場合には、マイクロチップ割引が適用されます。

4) 24時間ペット健康相談サービス

ペットの健康に関する相談に対して獣医師がお答えする無料の電話相談サービスが、すべての契約に付帯されています。



ペット保険の主な販売・改定状況

平成23年(2011年)	4月	「ペット保険」を販売開始
	6月	アリアンツ火災海上保険株式会社からペット保険契約を包括移転により継承

13 お客さまサービス

1 「アクサダイレクト総合自動車保険」ご契約者さま用アシスタンスサービス

アシスタンスサービスは、アクサダイレクトの自動車保険・バイク保険の全契約に自動付帯されており、事故・故障でご契約車両が自力走行できない場合等にご利用いただける無料サービスです。トラブルの際は24時間365日、全国約9,500ヵ所(2012年4月1日現在)のサービス拠点からお客さ

まをサポートします。また、2012年2月1日保険始期日のご契約からは内容の拡充及びメニューの新設などを行い、より充実したサービスをご利用いただけるようになりました。なお、携帯電話やスマートフォンのGPS機能の活用により、スピーディな対応が可能です。

 <p>ロードサイドサービス 事故・故障で自力走行不能の場合、現場における応急作業を行います。</p>	 <p>レッカーサービス 事故・故障で自力走行不能の場合、アシスタンスサービスセンターが指定する最寄修理工場までけん引します。</p>	 <p>宿泊・帰宅費用サービス 外出先(遠隔地)の事故・故障で自力走行不能の場合、修理完了まで待機または帰宅される場合に提供します。</p>
 <p>修理後車両搬送・引取りサービス お客さまの指定先に無料で搬送します。引取りの場合は当日の片道交通費を1名分お支払いします。</p>	 <p>メッセージサービス 関係者へのご連絡代行を希望される場合に対応します。</p>	 <p>玄関カギ開けサービス 対象住宅のカギを忘れたり、紛失した場合に専門業者による緊急開錠を行います。(2年目以降ご継続の場合)</p>

ご注意 ①ご契約の自動車が原付・バイクの場合、一部ご利用いただけないサービスがあります。

②サービスには所定の条件があります。また、ご利用にあたりましては、事前にアシスタンスサービスセンターへのご連絡が必要です。

③ご契約の初年度と2年目以降のサービスについては、内容が異なっております。

2 「アクサダイレクトの入院手術保険」ご契約者さま用付帯サービス

アクサダイレクトの入院手術保険にご契約いただいたお客さまには、保険の安心に加えて、困ったときにお客さまを取り巻く状況に少しでもお役に立てられるよう、付帯サービスをご用意しました。

いざというときの医師紹介やセカンドオピニオン・サービスから、気軽にご利用いただけるWebツール、電話・メール健康相談等、3つのサポートプログラムをご提供しております。

 <p>健康コンシェルジュ・マイドクター 1. 専門医・かかりつけ医の情報提供 2. セカンドオピニオン・専門医相談サービス 3. 紹介状の発行</p>	 <p>【WEB版】メディカルサポート・ツール 1. 「家庭の医学」WEB版 2. トリアージ 笑顔(症状簡易診断ツール) 3. 病院検索ツール</p>	 <p>電話・健康相談 1. 電話による健康相談 2. メールによる健康相談 3. 健康支援情報の提供</p>
--	--	---

3 「アクサダイレクトのペット保険」ご契約者さま用付帯サービス

アクサダイレクトのペット保険にご契約いただいたお客さまには、ペットの健康が心配なときに役立つ付帯サービスをご用意しました。

 <p>24時間ペット健康相談サービス ペット(犬、猫)の健康や突然のケガ等について獣医師が24時間365日、電話相談をお受けします。相談料無料(通話料はお客さま負担)</p>
--

①、②及び③の付帯サービスは、当社の提携会社が提供するものです。詳細は当社ホームページ(www.axa-direct.co.jp)をご覧ください。

4 保険相談

当社では、ご契約者さまのみならず、広く一般のお客さまからのお問い合わせ等に迅速にお応えし、またお客さまの声を当社のサービスの質や商品に反映するため、「お客様相談室」を設置しております。

「お客様相談室」では、保険商品のご相談をはじめ、苦情、各種お問い合わせやご意見、ご要望についても各関係部門とも緊密に連絡をとることで、お客さまにご対応できる体制をとっております。お客さまからの様々な「声」に積極的に耳を傾け、今後のサービス

や商品の充実、更には業務プロセスの改善に活かすため、社内の報告・協議体制の充実に努めております。

また、個人情報開示、利用停止等の手続業務や、保険金支払いに関する再審査制度の受付窓口業務も行っています。

お客さまからのご相談・苦情等の受付及び各種お申出については以下にて承っております。

(携帯電話からもご利用になれます。)

お客様相談室 電話番号：**0120-449-669** 受付時間 月～金 9：00～17：00

保険金支払いに関する再審査制度受付専用電話番号：**0120-999-371** 受付時間 月～金 9：00～17：00

*保険金支払いに関する再審査制度とは、当社が保険金支払いに該当しないと判断した事案について、その妥当性を「保険金支払審査会」において社外の法律家や有識者を含めた委員で客観的に審査するものです。(P.16 参照)

中立・公正な立場で相談等を行う機関のご紹介

「手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関」

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人「保険オンブズマン」と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。一般社団法人保険オンブズマンは、保険の事業者に関する苦情や、お客さまと保険の事業者の間のトラブルを、公正・中立、簡易・迅速に解決することを目的に設立された専門機関です。

法律の規定に基づき、受け付けた苦情について事業者に解決を依頼する等、適正な解決に努めるとともに、当事者間でトラブルを解決できない場合には、消費者相談や法律の専門家等が紛争解決手続を実施します。

一般社団法人保険オンブズマンの連絡先は以下の通りです。

電話番号03-5425-7963 (受付時間：土日、休日、年末年始等を除く午前9時～12時、午後1時～5時)

詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。 www.hoken-ombs.or.jp/

「『保険オンブズマン』以外の損害保険業界関連の紛争解決機関」

○「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争の、公正かつ確かな解決を通じて、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

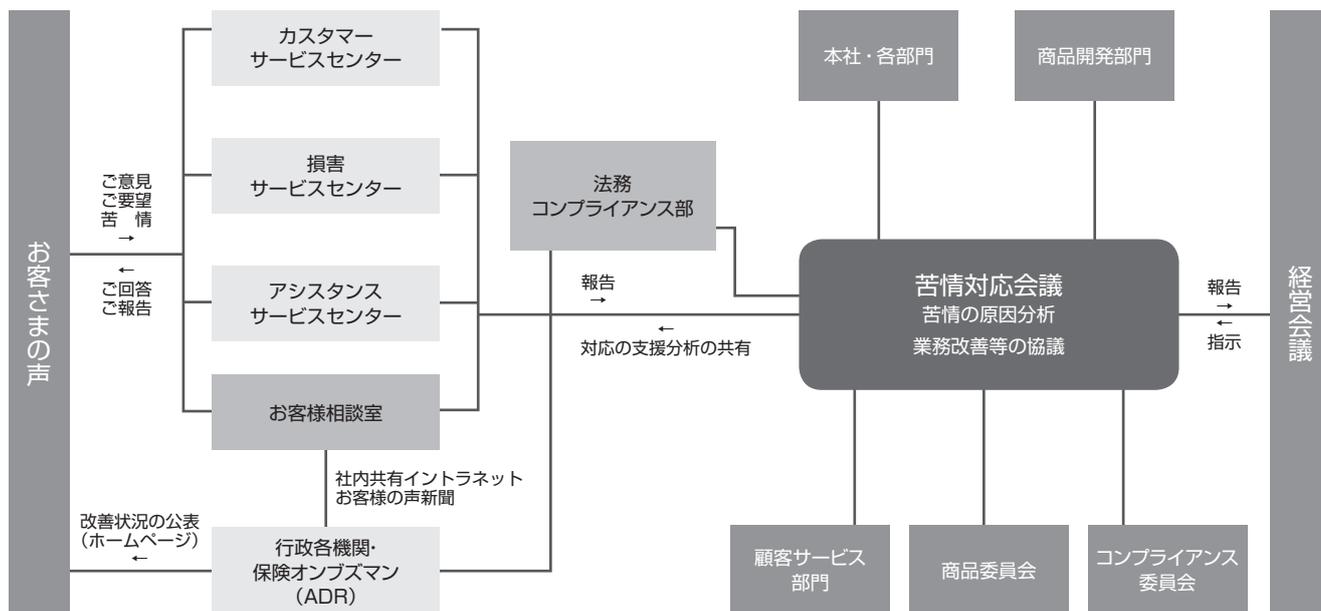
詳しくは、同機構のホームページ (<http://www.jibai-adr.or.jp/>) をご参照ください。

○「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談・和解のあっせん及び審査を行う機関として、公益財団法人 交通事故紛争処理センターがあります。全国10ヵ所において、専門の弁護士が公正、中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者及び弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ (<http://www.jcstad.or.jp/>) をご参照ください。

お客様の声を活かす取り組み



お客様の声を受付状況

お客様からお寄せいただいた、ご相談・苦情、商品やサービスに関する各種お問い合わせ、ご意見・ご要望につきまして、受付部門で申出内容シートを起票し、社内の関係各部門からの代表者をメンバーとする苦情対応会議において、具体的な内容の精査、集計を行い、対応策を協議・検討し、必要に応じて経営陣への報告を行っております。

<平成23年度>

受付件数：4,347件

お声の区分	1Q/ 平成23年	2Q/ 平成23年	平成23年度 上半期	3Q/ 平成23年	4Q/ 平成23年	平成23年度 下半期	平成23年度 合計
<苦情>	790	849	1,639	786	1,231	2,017	3,656
契約・募集行為	306	344	650	305	371	676	1,326
契約の管理・保全	150	195	345	168	251	419	764
保険金	318	303	621	305	598	903	1,524
その他	16	7	23	8	11	19	42
<ご意見、ご要望>	190	190	380	166	145	311	691
合計	980	1,039	2,019	952	1,376	2,328	4,347

14 保険のしくみ

1 損害保険のしくみ

-1 保険制度

保険制度とは、同一の危険にさらされている多数の人々が、統計学を利用して算出されたリスクに応じた保険料を支払うことにより、事故による経済的損失が万一発生した場合に、保険金を受け取ることができるしくみです。

ひとつひとつの事故は、それぞれ個々の面から見れば偶然に発生しているわけですが、同一危険の集団を見れば、一定の確率で発生していることがわかります。これが「大数の法則」です。損害保険は、この「大数の法則」に基づき相互にリスクを分散することによって経済的補償を得る制度といえます。このようにして、損害保険は個人の生活や企業経営の安定に寄与しております。

-2 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害をてん補することを約束し、保険契約者がこ

れに対してその保険料を支払うことを約束することによって効力を生ずる契約をいいます。したがって、損害保険契約は、双務・有償契約であり、保険会社と保険契約者の合意のみで有効に成立する不要式の諾成契約です。

しかし、多数の契約を迅速かつ正確に引き受けるため、実務上は保険契約申込書を作成し、保険会社は契約締結の証として保険証券または保険引受証等を、保険契約者に発行しております。

-3 再保険

お引受けした保険契約には様々な危険（リスク）が混在するために、一保険会社で負担することが不可能な場合があります。そのため、国内や海外の他の保険会社に一定部分を再保険に出したり（出再）、また逆に再保険を引き受けたり（受再）して危険の平均化・分散化を図っております。これにより、毎年の損害率の安定すなわち事業成績の安定と引受能力の補完を図っております。

2 約款

-1 約款とは

約款とは、保険会社と契約者・被保険者双方の権利・義務等保険契約の内容を定めたもので、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足・変更するための特約から構成されております。

約款には主に以下の内容が規定されております。

- ① 保険金の支払い対象となる事故と保険金の内容
- ② 保険金が支払われない場合
- ③ 契約時に保険会社に正しく申し出る必要がある重要な事項（告知事項）
- ④ 契約後に契約内容に変更があった場合に保険会社に申し出る必要がある重要な事項（通知事項）
- ⑤ 契約が無効、失効、解除となる場合

-2 ご契約時の留意事項

ご契約のお申込みにあたっては、普通保険約款・特約の内容及び保険申込書等の記載内容を十分にご確認いただくことが必要です。特に保険申込書等は保険会社と契約者・被保険者の双方を拘束する重要なものであり、記載内容が事実と相違していた場合は保険金をお支払いできないことがありますので、お申込みいただく前に十分にご確認ください。

-3 約款に関する情報提供方法

ご契約のお申込みの際し、よく理解していただく必要のある内容については、「パンフレット」及び「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」等で、約款の概要及び重要な事項についてご案内しております。

ご契約のお申込み時にはこれらの資料の記載内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。

3 保険料

-1 保険料のお支払い・返還

保険料は、当社の案内に従って所定の払込方法（コンビニエンスストア払い・クレジットカード払い・口座振替払い等）によりお支払いいただきます。定められた期日までに保険料のお支払いがない場合、事故が起きても保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

なお、保険契約が失効した場合や解除された場合には、約款の規定に従って保険料をお返しいたします。ただし、お返しできない場合もありますので、詳しくは約款等をご確認ください。

-2 保険料

保険料は、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金に充てられる「純保険料」と、保険会社の運営や募集の経費等に充てられる「付加保険料」から成り立っており、「純保険料」については金融庁からの認可取得を行った上で使用しております。

なお、自動車保険、傷害保険等については、損害保険料率算出機構が純保険料率を参考純率として算出し、会員保険会社に提供しております。

4 契約締結のしくみ

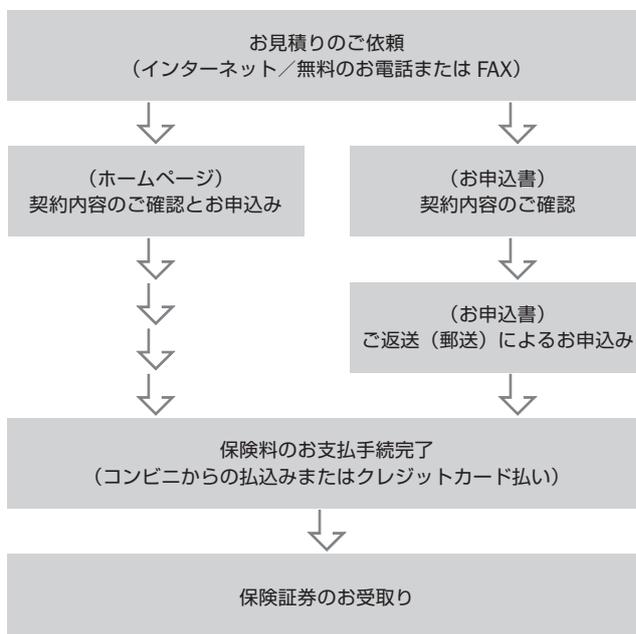
-1 通信販売の契約締結のしくみ

通信販売での保険加入では、当社カスタマーサービスセンターから商品説明をお聞きいただくか、当社からお送りする資料等の内容をご確認の上、保険契約の申込みと保険料の支払いをいただき、手続完了となります。更に、お引受条件等については、契約成立後にお届けする保険証券の記載内容での再確認をお願いしております。

また、当社ホームページ上では、「アクサダイレクト総合自動車保険」、「傷害保険」、「入院手術保険」及び「ペット保険」の資料請求や保険の見積りだけでなく、契約締結まで、ホームページ上で完了させることができます。

(当社ホームページ<http://www.axa-direct.co.jp>)

<アクサダイレクト総合自動車保険の場合>



-2 代理店販売の契約締結のしくみ



-3 ご契約時にご注意いただきたいこと

お申込みの際は、申込書やホームページ上の記載内容を十分にご確認いただいた上でご契約ください。

申込書またはホームページ上の契約申込画面には正しくご申告ください。

自動車保険をご契約される場合は、事故歴や保険を付ける車の所有者、使用目的等を正しくお知らせください。

万一、ご申告いただいた内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

-4 ご契約後のご注意

保険証券は大切に保管してください。

保険証券記載内容に関わる変更（例：お車の譲渡・車種の変更等）が生じたときは、直ちに当社へご連絡ください。ご連絡が遅れますと、保険金をお支払いできない場合があります。

なお、保険証券を紛失された場合も、当社へご連絡ください。

お問い合わせ先電話：**0120-193-877**（通話料無料）

5 保険金のお支払いのしくみ

お客さまにご満足いただける損害サービスを目指し、当社では、事故はもちろん故障の場合でも、スピーディーで安心・充実のサービス体制を整えて、お客さまをサポートいたします。

-1 充実の事故対応サービス

24時間365日、事故受付	24 時間365 日、事故を受付いたします。
2時間以内に担当者を決定	休平日ともに、9:00～17:00 に事故受付が完了した事案につきましては、事故受付完了から2時間以内に、担当者を決定いたします。
休日の初期対応	事故が発生し、緊急を要する場合に、休日でも相手方、修理工場、医療機関等関係先への連絡と、お客さまへの結果報告を含む初期対応を行います。(年末年始等を除く)
1 事故専任チーム制	ケガを伴う人身事故や双方に過失が発生する物損事故等は、プロの専任担当者が連携し、責任を持って相手方との示談交渉にあたります。
クイック事故対応サービス	軽微な車両単独事故については、集中処理センターにおいて担当し、1 日でも早く事故解決を行い、スピーディーなお支払いを実施しております。 また特に対応が急がれる、当社契約者に100% の過失がある事故については、休日でもプロの専任担当者が、被害者への連絡、代車手配、示談交渉など幅広い事故対応サービスを行います。
被害事故お客さま相談スタッフ	お客さまが被害にあわれた人身・物損事故についても、専任のお客さま相談スタッフが、相手方への請求方法や対応の仕方などのご相談について、親身にきめ細かくアドバイスいたします。また、弁護士費用等補償特約を付帯されている場合は、被害事故にかかわる法律上の損害賠償を弁護士に委任したことにより生じる費用をお支払いいたします。
お客さまのニーズに合わせた途中経過のご連絡	電話でのご連絡に加え、WEB やはがき・Eメールでも事故の途中経過についてご連絡いたします。

-2 安心のサービスネットワーク

サービスセンター拠点 平成24年(2012年)4月1日現在

損害サービス統括部

損害サービス統括部	03-6732-6500
-----------	--------------

損害サービス第一部

アクサライフサービスセンター	03-6732-0737
傷害サービスセンター	03-6732-6017
医療傷害チーム	0120-936-509
ペット保険チーム	0120-800-044

損害サービス第二部

事故受付サービスセンター	0120-699-644
第一クイックサービスチーム	03-6732-0741
第二クイックサービスチーム	03-6732-0742
第三クイックサービスチーム	03-6732-0071

損害サービス第三部

自動車サービスセンター一課	03-6732-6400
自動車サービスセンター二課	03-6732-6401
自動車サービスセンター三課	03-6732-0888

損害サービス第四部

自動車サービスセンター一課	03-6732-0668
自動車サービスセンター二課	03-6732-0669
自動車サービスセンター三課	03-6732-6644
自動車サービスセンター四課	03-6732-0726
自動車サービスセンター五課	03-6732-0725

インスペクターオフィス

東京インスペクターオフィス	03-6732-6109
仙台インスペクターオフィス	022-217-1545
名古屋インスペクターオフィス	052-564-1032
大阪インスペクターオフィス	06-6265-1505
福岡インスペクターオフィス	092-474-1877

全国サービスネットワーク 平成24年(2012年)4月1日現在

パイロットガレージ	543社
損害調査ネットワーク	約320拠点
弁護士ネットワーク	全国主要都市

-3 お支払いまでの流れ

■ワンステップ事故対応サービス

お客さまからの最初のお電話でスタート。事故現場の緊急措置のアドバイスやアシスタンスサービスの手配といった事故受付から解決までのプロセスをご説明し、お客さまの「不安」を「安心」に変えます。

※夜間は、事故受付とアシスタンスサービスの手配を行い、翌営業日に専任スタッフからお客さまへご連絡いたします。



事故現場での緊急措置アドバイス
アシスタンスサービスの手配



パイロットガレージ(指定修理工場)のご紹介
無料で事故車引取・代車・納車サービスを実施



保険金請求意思の確認と手続き
お客さまの過失割合の推定



事故受付はがきをお客さまに送付
専任の担当者をご案内
事故解決までのプロセスのご説明と事前打ち合わせ

-4 事故や故障が発生したら・・・

お電話ください。ワンステップ事故対応サービスを通じてお客さまをサポートいたします。

事故受付サービスセンター (24時間・年中無休)

0120-699-644 (通話料無料)

(携帯電話からもご利用になれます)

6 損害保険代理店

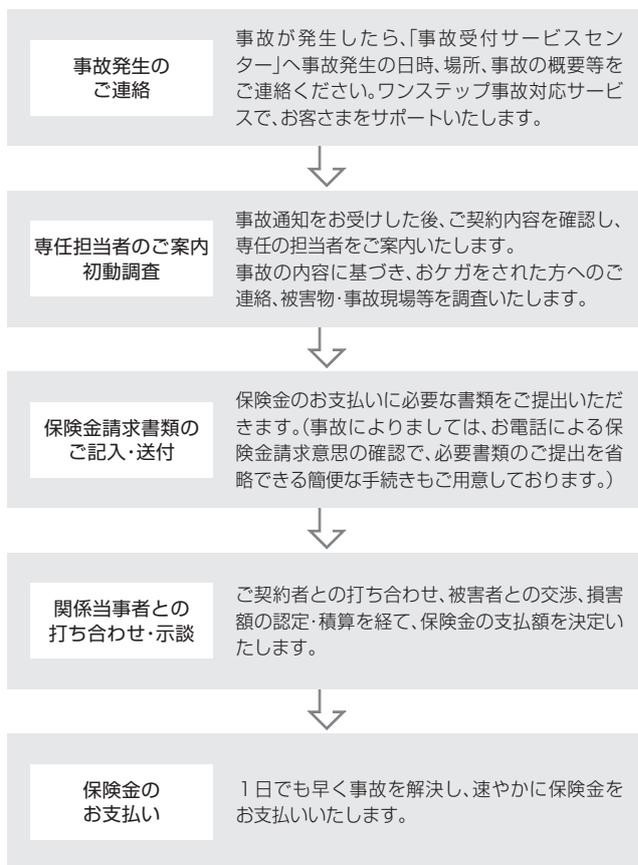
-1 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社と損害保険代理店委託契約を締結し、それに基づいて保険会社の代わりに保険募集を行い、保険契約締結の代理もしくは媒介^(注)を行うことを主たる業務としております。保険の相談、事故発生時における事故の受付や保険会社への報告等、その他必要な業務のうち、保険会社が特に指示した業務も行っております。代理店が保険契約締結の代理を行う場合には、保険料の領収、保険料領収証の発行・交付も行っております。

(注)損害保険代理店が保険募集を行うときは、保険業法第294条に基づき、お客さまに対し、「保険会社を代理して保険契約を締結」するか「保険契約の締結を媒介」するかを明示させていただいております。

-2 代理店登録

損害保険代理店として保険募集を行うためには、保険業法第



276条に基づき財務局に登録しなければなりません。また、代理店の役員・使用人として保険契約の募集を行う人は保険業法第302条に基づき、財務局に届け出なければなりません。

-3 代理店教育

当社は適正な保険募集態勢を確保するために、所属代理店の保険募集に従事する役員・使用人に対し、所定の教育を実施しております。

-4 代理店数

当社の代理店数は、平成24年3月31日現在、全国で144店です。

-5 外務社員・代理店研修生

外務社員・代理店研修生制度はありません。

7 ホームページ

アクサダイレクトのホームページ (<http://www.axa-direct.co.jp>)

当社では、お客さまとの大切なコンタクトチャネルのひとつとして、ホームページを重要視しております。

当社の主力商品である「アクサダイレクト総合自動車保険」のほか、「アクサダイレクトの入院手術保険」、「アクサダイレクトの傷害保険」、そして2011年からは「アクサダイレクトのペット保険」も加わり、お客さまが必要に応じていつでも情報収集ができるよう、それぞれの商品特長や補償内容、付帯サービス等についての分かり易いご説明を心がけております。

また、お見積りやご契約のお申込みについても、お客さまのご都合の良い時間にホームページをご利用いただくことができます。

お見積りやお申込みにあたっては、お客さまご自身で様々な情報をご入力いただけますが、よりスムーズなご入力が可能となるよう入力支援ツールを導入する等、お客さまがストレスを感

じることなくお使いいただけるよう改善を図っております。さらに、ホームページからのお申込みの場合には、インターネット割引などの特典もご用意しております。

このほか、会社概要、アニュアルレポート、ニュースリリース等、当社の企業としての動きもご覧いただけるよう様々な情報提供を行っております。

また、スマートフォン専用サイトでは「オンライン無料見積り」、「契約内容照会」等の機能提供によりお客さまの利便性向上を図っております。更に新たなコミュニケーション手段として公式フェイスブックページの運用を開始しました。

今後も、新しい商品・サービスのご紹介など内容の充実を図り、ホームページの使い易さやセキュリティ向上に努め、更に新しいメディアによるお客さまサービスの可能性を追求してまいります。



■ アクサダイレクトトップページ



■ 自動車保険のトップページ (自動車保険の商品・サービス紹介)



■ バイク保険のトップページ (バイク保険の商品・サービス紹介)



■ 医療保険のトップページ



■ 傷害保険のトップページ



■ ペット保険のトップページ



■ 会社案内 (会社概要やプレスリリース等)



■ スマートフォン トップページ



■ スマートフォン 自動車保険のトップページ

02 業績データ 当社の主要業務に関する事項	30	03 業績データ 財産の状況	43
1 主要な業務の状況を示す指標の推移	30	1 財務諸表	43
2 業務の状況を示す指標等	31	1 貸借対照表	43
1 主要な業務の状況	31	2 損益計算書	45
-1 正味収入保険料及び元受正味保険料	31	3 キャッシュ・フロー計算書	47
-2 受再正味保険料及び支払再保険料	31	4 株主資本等変動計算書	48
-3 解約返戻金	31	5 一株当たり配当等	49
-4 保険引受利益	31	6 一株当たり純資産額	49
-5 種目別保険引受利益	32	7 一人当たり総資産	49
-6 正味支払保険金及び元受正味保険金	32	2 リスク管理債権	49
-7 受再正味保険金及び回収再保険金	32	3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	49
-8 未収再保険金	32	4 債務者区分に基づいて区分された債権	49
2 保険契約に関する指標等	33	5 保険金等の支払い能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）	50
-1 契約者配当金	33	6 時価情報等	51
-2 正味損害率、正味事業費率及びその合算率	33	1 有価証券	51
-3 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率	33	-1 売買目的有価証券	51
-4 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	33	-2 満期保有目的の債券で時価のあるもの	51
-5 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合	33	-3 その他有価証券で時価のあるもの	51
-6 出再保険料の格付ごとの割合	34	-4 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額	51
3 経理に関する指標等	34	2 金銭の信託	51
-1 保険契約準備金	34	3 デリバティブ取引	51
-2 責任準備金積立水準	35	4 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	51
-3 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	35	5 先物外国為替取引	51
-4 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	35	6 有価証券関連デリバティブ取引	51
-5 引当金明細表	36	7 金融取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引	51
-6 貸付金償却の額	36	04 会社概要	52
-7 資本金等明細表	36	1 株主・株式の状況	52
-8 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動	37	1 基本事項	52
-9 事業費（含む損害調査費）	37	2 大株主の状況	52
-10 売買目的有価証券運用益明細表	37	3 資本金	52
-11 売買目的有価証券運用損明細表	37	4 最近の社債発行	52
-12 有価証券売却損益及び評価損明細表	37	2 役員状況	53
-13 減価償却費明細表	37	3 従業員の状況	53
-14 固定資産処分損益明細表	38	1 採用方針	53
-15 賃貸用不動産等減価償却明細表	38	2 研修制度とキャリアパス	53
-16 リース取引	38	4 会社の組織 平成24年(2012年)7月1日現在	54
4 資産運用に関する指標等	38	5 会社の沿革	55
-1 資産運用方針	38	1 AXAグループについて	55
-2 預貯金	38	2 アクサ損害保険株式会社について	55
-3 資産運用の概況	38	6 企業概要	56
-4 利息配当収入の額及び運用資産利回り（インカム利回り）	39		
-5 資産運用利回り（実現利回り）	39		
-6（参考）時価総合利回り	39		
-7 海外投融資残高及び利回り	40		
-8 商品有価証券	40		
-9 商品有価証券の平均残高及び売買高	40		
-10 保有有価証券	40		
-11 保有有価証券利回り	41		
-12 有価証券の種類別の残存期間別残高	41		
-13 業種別保有株式の額	42		
-14 貸付金の残存期間別の残高	42		
-15 担保別貸付金残高	42		
-16 使途別の貸付金残高及び構成比	42		
-17 業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合	42		
-18 規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合	42		
-19 貸付金地域別内訳	42		
-20 国内企業向け貸付金残存期間別残高	42		
-21 劣後特約付貸付金残高	42		
-22 有形固定資産明細表	42		
5 特別勘定に関する指標	42		
-1 特別勘定資産残高	42		
-2 特別勘定資産	42		
-3 特別勘定の運用収支	42		

02 業績データ 当社の主要業務に関する事項

1 主要な業務の状況を示す指標の推移

項目	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
元受正味保険料		27,230 百万円	30,418 百万円	31,658 百万円	34,093 百万円	36,637 百万円
正味収入保険料		27,388 百万円	30,562 百万円	29,659 百万円	26,907 百万円	27,975 百万円
経常収益		27,654 百万円	31,138 百万円	33,665 百万円	28,171 百万円	28,247 百万円
経常利益（△は経常損失）		△ 3,853 百万円	416 百万円	4,408 百万円	1,811 百万円	1,690 百万円
当期純利益（△は当期純損失）		△ 3,812 百万円	420 百万円	4,431 百万円	1,813 百万円	956 百万円
資本金		17,221 百万円	17,221 百万円	17,221 百万円	17,221 百万円	17,221 百万円
（発行済株式総数）		（ 344 千株 ）	（ 344 千株 ）	（ 344 千株 ）	（ 344 千株 ）	（ 344 千株 ）
純資産額		3,001 百万円	3,161 百万円	7,546 百万円	9,459 百万円	11,528 百万円
総資産額		33,201 百万円	35,284 百万円	38,796 百万円	39,149 百万円	41,630 百万円
（特別勘定又は積立勘定として経理された資産額）		（ - ）	（ - ）	（ - ）	（ - ）	（ - ）
責任準備金残高		17,513 百万円	18,511 百万円	14,568 百万円	13,825 百万円	13,608 百万円
貸付金残高		-	-	-	-	-
有価証券残高		21,862 百万円	6,152 百万円	16,689 百万円	24,097 百万円	27,147 百万円
単体ソルベンシー・マージン比率		636.6%	541.0%	651.5%	732.8%	609.8%
配当性向		-	-	-	-	-
従業員数		555 名	590 名	613 名	637 名	614 名

（注）単体ソルベンシー・マージン比率は平成22年内閣府令第23号及び平成23年内閣府令第11号、並びに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号及び平成24年金融庁告示第33号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入及びリスク計測の厳格化等）がなされております。そのため、平成19年度～平成22年度、平成23年度はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

2 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況

-1 正味収入保険料及び元受正味保険料

種目	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
火災保険		2	2	1
海上保険		-	-	-
傷害保険		946	765	792
自動車保険		28,460	25,847	26,363
自動車損害賠償責任保険		250	291	350
その他		△0	0	467
(うち賠償責任保険)		△0	-	-
(うち信用・保証保険)		-	-	-
合計		29,659	26,907	27,975

(注) 正味収入保険料：元受及び受再契約に係る収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

種目	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
火災保険		-	-	△0
海上保険		-	-	-
傷害保険		969	822	909
自動車保険		30,689	33,271	35,261
自動車損害賠償責任保険		-	-	-
その他		-	-	467
(うち賠償責任保険)		-	-	-
(うち信用・保証保険)		-	-	-
合計		31,658	34,093	36,637
従業員一人当たり元受正味保険料		51	53	59

(注) 1. 元受正味保険料：元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 従業員一人当たり元受正味保険料：元受正味保険料 ÷ 従業員数

-2 受再正味保険料及び支払再保険料

種目	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
火災保険		2	2	1
海上保険		-	-	-
傷害保険		-	-	-
自動車保険		-	-	-
自動車損害賠償責任保険		250	291	350
その他		△0	0	0
(うち賠償責任保険)		△0	-	-
(うち信用・保証保険)		-	-	-
合計		253	293	352

(注) 受再正味保険料：受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

種目	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
火災保険		0	0	△0
海上保険		-	-	-
傷害保険		23	56	116
自動車保険		2,228	7,423	8,897
自動車損害賠償責任保険		-	-	-
その他		-	-	-
(うち賠償責任保険)		-	-	-
(うち信用・保証保険)		-	-	-
合計		2,252	7,480	9,014

(注) 支払再保険料：出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金及びその他の再保険収入を控除したものをいいます。

-3 解約返戻金

種目	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
火災保険		-	-	-
海上保険		-	-	-
傷害保険		0	0	0
自動車保険		251	258	291
自動車損害賠償責任保険		5	6	6
その他		-	-	6
(うち賠償責任保険)		-	-	-
(うち信用・保証保険)		-	-	-
合計		256	265	304

(注) 解約返戻金：元受解約返戻金、受再解約返戻金の合計額をいいます。

-4 保険引受利益

区分	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
保険引受収益		33,614	28,021	28,003
保険引受費用		20,496	17,404	16,858
営業費及び一般管理費		8,746	8,942	9,686
その他収支		△0	△0	△7
保険引受利益		4,372	1,674	1,450

(注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等であり、

3. 保険引受利益 = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費及び一般管理費 ± その他収支

-5 種目別保険引受利益

種目	(単位：百万円)			
	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
火災保険		△ 1	△ 0	0
海上保険		-	-	-
傷害保険		△ 610	△ 547	△ 465
自動車保険		4,984	2,221	2,260
自動車損害賠償責任保険		-	-	-
その他		0	0	△ 344
(うち賠償責任保険)		△ 0	△ 0	△ 0
(うち信用・保証保険)		0	△ 0	0
合 計		4,372	1,674	1,450

-6 正味支払保険金及び元受正味保険金

種目	(単位：百万円)			
	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
火災保険		△ 0	-	60
海上保険		-	-	-
傷害保険		500	461	485
自動車保険		17,233	16,893	15,792
自動車損害賠償責任保険		226	286	348
その他		△ 0	△ 0	168
(うち賠償責任保険)		0	0	0
(うち信用・保証保険)		△ 0	△ 0	△ 0
合 計		17,960	17,641	16,855

(注) 正味支払保険金：元受及び元受再契約に係る支払保険金から出再契約に係る回収再保険金を控除したものをいいます。

種目	(単位：百万円)			
	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
火災保険		-	-	-
海上保険		-	-	-
傷害保険		501	465	504
自動車保険		17,557	19,427	20,116
自動車損害賠償責任保険		-	-	-
その他		-	-	168
(うち賠償責任保険)		-	-	-
(うち信用・保証保険)		-	-	-
合 計		18,058	19,892	20,789

(注) 元受正味保険金：元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

-7 受再正味保険金及び回収再保険金

種目	(単位：百万円)			
	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
火災保険		△ 0	-	60
海上保険		-	-	-
傷害保険		0	-	-
自動車保険		0	0	0
自動車損害賠償責任保険		226	286	348
その他		△ 0	△ 0	△ 0
(うち賠償責任保険)		0	0	0
(うち信用・保証保険)		△ 0	△ 0	△ 0
合 計		226	286	409

(注) 受再正味保険金：受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

種目	(単位：百万円)			
	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
火災保険		-	-	-
海上保険		-	-	-
傷害保険		0	4	19
自動車保険		323	2,533	4,323
自動車損害賠償責任保険		-	-	-
その他		-	-	-
(うち賠償責任保険)		-	-	-
(うち信用・保証保険)		-	-	-
合 計		324	2,537	4,343

(注) 回収再保険金：出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

-8 未収再保険金

区分	(単位：百万円)			
	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年度開始時の未収再保険金	(A)	-	191	940
		(-)	(-)	(-)
当該年度に回収できる事由が発生した額	(B)	324	2,537	4,343
		(-)	(-)	(-)
当該年度回収等	(C)	133	1,788	4,143
		(-)	(-)	(-)
年度末の未収再保険金	(A)+(B)-(C)	191	940	1,140
		(-)	(-)	(-)

(注) 1. 地震・自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。
2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りません。)

2 保険契約に関する指標等

-1 契約者配当金

該当事項はありません。

-2 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

年度	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災保険	△ 0.0	58.6	58.6	—	—	—	4,766.3	—	4,766.3
海上保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害保険	57.2	94.8	152.0	66.1	126.5	192.6	66.3	86.5	152.8
自動車保険	67.8	26.1	93.9	73.9	21.3	95.2	68.7	20.7	89.4
自動車損害賠償責任保険	90.5	—	90.5	98.3	—	98.3	99.5	—	99.5
その他	—	—	—	△ 11.6	31.0	19.4	43.2	124.1	167.3
(うち賠償責任保険)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち信用・保証保険)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	67.6	28.0	95.6	73.9	24.0	97.9	68.8	24.1	92.9

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷(正味収入保険料)
 2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷(正味収入保険料)
 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

-3 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

年度	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災保険	—	3,417.2	3,417.2	—	—	—	—	—	—
海上保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害保険	66.7	76.7	143.3	48.8	103.8	152.5	72.8	80.4	153.2
自動車保険	66.1	26.1	92.1	69.5	25.0	94.5	67.7	26.1	93.8
その他	—	—	—	—	—	—	33.3	128.8	162.1
(うち賠償責任保険)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち信用・保証保険)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	66.1	27.6	93.7	69.0	26.9	95.9	67.4	28.7	96.1

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率=発生損害率+事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 医療保険は、販売量が少ないなど有意な情報が得られないため、傷害に含めて記載しております。

-4 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国内契約	100%	100%	100%
海外契約	—	—	—

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約及び海外契約の割合を記載しております。

-5 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
平成22年度	2社	99%超
平成23年度	2社	100%

(注) 「出再先保険会社の数」は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としております。

-6 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	格付区分			合計
	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	
平成22年度	100%	—%	—%	100%
平成23年度	100%	—%	—%	100%

(注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としております。

2. < 格付の方法 >

① S&P社の格付を使用しております。

② 出再先のうちアクサグループ内会社は、単独の格付を持たないためアクサグループの格付を使用しております。

3 経理に関する指標等

-1 保険契約準備金

支払備金				(単位：百万円)	責任準備金				(単位：百万円)
種目	年度	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	種目	年度	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
火災保険		—	7	—	火災保険		133	129	78
海上保険		—	—	—	海上保険		16	16	16
傷害保険		542	425	489	傷害保険		596	551	534
自動車保険		11,231	10,957	10,863	自動車保険		13,294	12,608	12,255
自動車損害賠償責任保険		91	116	139	自動車損害賠償責任保険		523	515	498
その他		—	0	37	その他		3	3	224
(うち賠償責任保険)		—	—	0	(うち賠償責任保険)		2	2	2
(うち信用・保証保険)		—	0	—	(うち信用・保証保険)		0	0	0
合計		11,865	11,507	11,530	合計		14,568	13,825	13,608

(注) 誤謬の訂正

前期末の責任準備金が、誤って970百万円過大に計上されておりました。この誤謬の訂正による影響により、当期の株主資本等変動計算書における利益剰余金の期首残高は970百万円増加しております。

責任準備金の残高の内訳

種目	平成22年度末						合計
	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計	
火災保険	60	69	0	—	—	129	
海上保険	—	16	—	—	—	16	
傷害保険	91	460	0	—	—	551	
自動車保険	11,780	828	—	—	—	12,608	
自動車損害賠償責任保険	515	—	—	—	—	515	
その他	—	3	—	—	—	3	
(うち賠償責任保険)	—	2	—	—	—	2	
(うち信用・保証保険)	—	0	—	—	—	0	
合計	12,447	1,377	0	—	—	13,825	

種目	平成23年度末						合計
	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計	
火災保険	8	69	0	—	—	78	
海上保険	—	16	—	—	—	16	
傷害保険	118	416	0	—	—	534	
自動車保険	11,411	844	—	—	—	12,255	
自動車損害賠償責任保険	498	—	—	—	—	498	
その他	203	20	—	—	—	224	
(うち賠償責任保険)	—	2	—	—	—	2	
(うち信用・保証保険)	—	0	—	—	—	0	
合計	12,240	1,367	0	—	—	13,608	

(注) 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については普通責任準備金として記載しております。

-2 責任準備金積立水準

区分	年度		平成22年度末	平成23年度末
	積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	
標準責任準備金対象外契約		該当なし		該当なし
積立率			100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率=(実際に積立している普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

-3 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

年度	区分	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
平成19年度		8,597	4,027	4,653	△83
平成20年度		10,457	5,319	4,870	267
平成21年度		11,443	5,496	5,772	173
平成22年度		12,250	6,229	5,536	483
平成23年度		13,054	6,492	5,699	862

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

-4 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車 (単位:百万円)

区分	事故発生年度	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動									
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	14,377			16,902			18,237			19,964			21,504		
	1年後	14,430	0.37	53	16,845	△0.34	△57	18,826	3.23	589	19,638	△1.63	△325	-	-	-
	2年後	14,187	△1.68	△242	16,409	△2.58	△435	18,651	△0.93	△175	-	-	-	-	-	-
	3年後	14,128	△0.41	△58	16,333	△0.47	△76	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4年後	14,038	△0.64	△90	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終損害見積り額		14,038			16,333			16,851			19,638			21,504		
累計保険金		13,775			15,389			16,980			17,291			13,658		
支払備金		263			943			1,670			2,346			7,845		

傷害 (単位:百万円)

区分	事故発生年度	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	497			514			629			496			598		
	1年後	496	△0.11	△0	535	4.09	21	527	△16.13	△101	530	6.90	34	-	-	-
	2年後	518	4.36	21	511	△4.42	△23	512	△2.83	△14	-	-	-	-	-	-
	3年後	498	△3.90	△20	511	△0.06	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4年後	496	△0.47	△2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終損害見積り額		496			511			512			530			598		
累計保険金		496			509			498			438			184		
支払備金		0			2			14			92			413		

賠償責任保険 該当事項はありません

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
4. 当期からペット保険事業を開始いたしました。包括移転のため過去の経過データがないことにより来期より記載しております。

-5 引当金明細表

		(単位：百万円)		
		年度	平成22年度	
区分		平成21年度 年度末残高	増加額	減少額 年度末残高
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—
	個別貸倒引当金	29	28	29 28
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金		613	248	29 833
役員退職慰労引当金		35	26	— 62
賞与引当金		190	196	190 196
価格変動準備金		16	4	— 21
合 計		885	505	248 1,142

		(単位：百万円)		
		年度	平成23年度	
区分		平成22年度 年度末残高	増加額	減少額 年度末残高
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—
	個別貸倒引当金	28	—	0 28
	特定海外債権引当勘定	—	—	—
退職給付引当金		833	293	127 999
役員退職慰労引当金		62	8	9 60
賞与引当金		196	226	196 226
価格変動準備金		21	5	— 26
合 計		1,142	533	334 1,341

-6 貸付金償却の額

該当事項はありません。

-7 資本金等明細表

		(単位：百万円)		
		年度	平成22年度	
区分		平成21年度 年度末残高	増加額	減少額 年度末残高
資 本 金		17,221	—	— 17,221
うち既発行株式	普通株式	344,430 株	—株	—株 344,430 株
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	15,721	—	— 15,721
	合計	15,721	—	— 15,721
利益準備金及び 任意積立金	利益準備金	—	—	— —
	任意積立金	—	—	— —
	合計	—	—	— —

		(単位：百万円)		
		年度	平成23年度	
区分		平成22年度 年度末残高	増加額	減少額 年度末残高
資 本 金		17,221	—	— 17,221
うち既発行株式	普通株式	344,430 株	—株	—株 344,430 株
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	15,721	—	— 15,721
	合計	15,721	—	— 15,721
利益準備金及び 任意積立金	利益準備金	—	—	— —
	任意積立金	—	—	— —
	合計	—	—	— —

-8 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。

計算方法

- 増加する発生損害額＝既経過保険料×1%
- 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。
- 増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額
- 経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額

経常利益の 平成22年度 270百万円（注）異常危険準備金残高の取崩額 2百万円

減少額 平成23年度 267百万円（注）異常危険準備金残高の取崩額 2百万円

（注）地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

-9 事業費（含む損害調査費）

区分	（単位：百万円）			
	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費		4,160	4,334	4,612
物件費		6,326	6,539	7,158
税金		349	311	315
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金		－	－	－
保険契約者保護機構に対する負担金		13	14	3
諸手数料及び集金費		△ 428	△ 2,481	△ 2,953
合 計		10,421	8,717	9,136

（注）金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」並びに「諸手数料及び集金費」の合計額であります。

-10 売買目的有価証券運用益明細表

該当事項はありません。

-11 売買目的有価証券運用損明細表

該当事項はありません。

-12 有価証券売却損益及び評価損明細表

区分	（単位：百万円）						
	年度	平成22年度			平成23年度		
		売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等		12	－	－	21	－	－
株式		－	－	－	49	－	－
外国証券		－	－	－	－	－	－
その他有価証券		1	－	－	－	－	－
合 計		13	－	－	70	－	－

-13 減価償却費明細表

区分	（単位：百万円）										
	年度	平成22年度					平成23年度				
		取得原価	平成22年度償却額	償却累計額	平成22年度末残高	償却累計率	取得原価	平成23年度償却額	償却累計額	平成23年度末残高	償却累計率
有形固定資産		996	130	636	360	63.9%	1,043	128	709	333	68.0%
建物（営業用）		300	49	130	170	43.4%	304	35	156	147	51.5%
その他の有形固定資産		695	80	505	190	72.7%	738	93	552	186	74.8%
無形固定資産		5,426	573	4,218	1,207	77.8%	6,397	692	4,768	1,628	74.5%
ソフトウェア		5,426	573	4,218	1,207	77.8%	5,826	578	4,654	1,172	79.9%
のれん		－	－	－	－	－	570	821	114	456	20.0%
合 計		6,422	703	4,855	1,567		7,440	821	5,477	1,962	

（注）建物には、資産除去費用資産の償却額14百万円が含まれております。

-14 固定資産処分損益明細表

(単位：百万円)

区分	平成22年度		平成23年度	
	処分益	処分損	処分益	処分損
有形固定資産	-	8	-	3
建物	-	-	-	-
その他の有形固定資産	-	8	-	3
無形固定資産	-	3	-	319
ソフトウェア	-	-	-	-
ソフトウェア仮勘定	-	3	-	319
合 計	-	12	-	323

-15 賃貸用不動産等減価償却明細表

該当事項はありません。

-16 リース取引

該当事項はありません。

4 資産運用に関する指標等**-1 資産運用方針**

当期末の総資産は41,630百万円、運用資産は34,614百万円となりました。資産の運用にあたりましては営業資金の安定的な確保を目的とし、安全性・流動性に留意しつつ、効率的な運用に努めております。

-2 預貯金

(単位：百万円)

区分	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
当座預金	3	0	0
普通預金	15,601	6,992	5,099
定期預金	-	1,000	2,000
合 計	15,605	7,992	7,100

-3 資産運用の概況

(単位：百万円)

区分	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	15,605	40.2%	7,992	20.4%	7,100	17.1%
有価証券	16,689	43.0%	24,097	61.6%	27,147	65.2%
土地・建物	320	0.8%	389	1.0%	366	0.9%
運用資産計	32,614	84.1%	32,479	83.0%	34,614	83.1%
総資産	38,796	100.0%	39,149	100.0%	41,630	100.0%

-4 利息配当収入の額及び運用資産利回り（インカム利回り）

(単位：百万円)

区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	金額	利回り	金額	利回り	金額	利回り
預貯金	3	0.03%	2	0.05%	3	0.06%
有価証券	38	0.14%	123	0.40%	137	0.54%
公社債	36	0.13%	120	0.39%	124	0.52%
株式	1	2.38%	1	2.38%	2	9.85%
外国証券	-	-	2	0.56%	10	0.74%
その他の証券	-	-	-	-	-	-
土地・建物	-	-	-	-	-	-
その他	0	/	0	/	0	/
合計	42	0.11%	126	0.36%	142	0.43%

(注) 1. 利回りは 収入金額 ÷ 月平均運用額 で算出しております。
 2. 従来の「運用資産利回り」に加え、2種類の利回り(「資産運用利回り」「時価総合利回り」)を後述の項目にて開示しています。各利回りの計算方法は後述の項目の注記に記載したとおりであります。

-5 資産運用利回り（実現利回り）

(単位：百万円)

区分	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預貯金	3	12,195	0.03%	2	4,239	0.05%	3	6,995	0.06%
有価証券	38	27,409	0.14%	137	30,988	0.44%	208	25,612	0.82%
公社債	36	27,258	0.13%	132	30,517	0.43%	146	24,103	0.61%
株式	1	72	2.38%	1	72	2.38%	51	22	226.59%
外国証券	-	-	-	2	372	0.56%	10	1,485	0.74%
その他の証券	-	78	0.00%	1	26	4.91%	-	-	-
土地・建物	-	360	-	-	406	-	-	381	-
金融派生商品	-	/	/	-	/	/	-	/	/
その他	0	/	/	0	/	/	0	/	/
合計	42	39,965	0.11%	140	35,634	0.39%	212	32,989	0.65%

(注) 資産運用利回り：資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。
 ・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用
 ・分母=取得原価または償却原価による平均残高

-6 (参考) 時価総合利回り

(単位：百万円)

区分	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預貯金	3	12,195	0.03%	2	4,239	0.05%	3	6,995	0.06%
有価証券	△ 9	27,411	△ 0.03%	268	30,943	0.87%	407	25,698	1.59%
公社債	△ 10	27,259	△ 0.04%	265	30,471	0.87%	349	24,190	1.45%
株式	1	72	2.38%	1	72	2.38%	51	22	226.59%
外国証券	-	-	-	1	372	0.29%	6	1,484	0.44%
その他の証券	0	79	0.13%	△ 0	27	△ 0.03%	-	-	-
土地・建物	-	360	-	-	406	-	-	381	-
金融派生商品	-	/	/	-	/	/	-	/	/
その他	0	/	/	0	/	/	0	/	/
合計	△ 4	39,967	△ 0.01%	271	35,589	0.76%	412	33,075	1.25%

(注) 時価総合利回り：時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。
 ・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額-前期末評価差額)
 ・分母=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額

-7 海外投融資残高及び利回り

(単位：百万円)

区分	年度	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
外貨建	外国公社債	—	—	—	—	—	—
	外国株式	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	外貨建資産計	—	—	—	—	—	—
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—	—	—
	外国公社債	—	—	—	—	—	—
	その他	79	100.0%	907	100.0%	1,803	100.0%
	円貨建資産計	79	100.0%	907	100.0%	1,803	100.0%
合計		79	100.0%	907	100.0%	1,803	100.0%
海外投融資利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	—	—	0.56%	—	0.74%	—
	資産運用利回り (実現利回り)	—	—	0.56%	—	0.74%	—
	(参考)	0.13%	—	0.29%	—	0.44%	—
	時価総合利回り	0.13%	—	0.29%	—	0.44%	—

(注) 「海外投融資利回り」の各利回りの計算方法は、前述に記載している各項目の注記のとおりであります。

-8 商品有価証券

該当事項はありません。

-9 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当事項はありません。

-10 保有有価証券

(単位：百万円)

区分	年度	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国債		10,063	60.3%	21,865	90.7%	25,343	93.4%
地方債		2,132	12.8%	802	3.3%	—	—
社債		4,341	26.0%	449	1.9%	—	—
株式		72	0.4%	72	0.3%	—	—
外国証券		—	—	907	3.8%	1,803	6.6%
その他の証券		79	0.5%	—	—	—	—
貸付有価証券		—	—	—	—	—	—
合計		16,689	100.0%	24,097	100.0%	27,147	100.0%

-11 保有有価証券利回り

運用資産利回り				
区分	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
公社債		0.13%	0.39%	0.52%
株式		2.38%	2.38%	9.85%
外国証券		-	0.56%	0.74%
その他の証券		-	-	-
合計		0.14%	0.40%	0.54%

資産運用利回り				
区分	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
公社債		0.13%	0.43%	0.61%
株式		2.38%	2.38%	226.59%
外国証券		-	0.56%	0.74%
その他の証券		0.00%	4.91%	-
合計		0.14%	0.44%	0.82%

時価総合利回り				
区分	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
公社債		△ 0.04%	0.87%	1.45%
株式		2.38%	2.38%	226.59%
外国証券		-	0.29%	0.44%
その他の証券		0.13%	△ 0.03%	-
合計		△ 0.03%	0.87%	1.59%

(注) 資産運用利回り及び時価総合利回りの計算方法は前述の -5 資産運用利回り (実現利回り)、-6 (参考) 時価総合利回りの注記に記載しております。

-12 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)							
区分	年度	平成22年度末					合計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	
国債		-	6,132	10,608	-	5,124	21,865
地方債		802	-	-	-	-	802
社債		449	-	-	-	-	449
株式		-	-	-	-	72	72
外国証券		200	605	101	-	-	907
その他の証券		-	-	-	-	-	-
合計		1,452	6,738	10,710	-	5,124	24,097

(単位：百万円)							
区分	年度	平成23年度末					合計
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	
国債		2,999	10,634	-	6,451	5,258	25,343
地方債		-	-	-	-	-	-
社債		-	-	-	-	-	-
株式		-	-	-	-	-	-
外国証券		299	1,102	401	-	-	1,803
その他の証券		-	-	-	-	-	-
合計		3,299	11,737	401	6,451	5,258	27,147

-13 業種別保有株式の額

該当事項はありません。

-14 貸付金の残存期間別の残高

該当事項はありません。

-15 担保別貸付金残高

該当事項はありません。

-16 使途別の貸付金残高及び構成比

該当事項はありません。

-17 業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

-18 規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

-19 貸付金地域別内訳

該当事項はありません。

-20 国内企業向け貸付金残存期間別残高

該当事項はありません。

-21 劣後特約付貸付金残高

該当事項はありません。

-22 有形固定資産明細表

(単位：百万円)

区分	年度	
	平成22年度末	平成23年度末
土地	219	219
営業用	219	219
賃貸用	-	-
建物	170	147
営業用	170	147
賃貸用	-	-
建設仮勘定	-	-
営業用	-	-
賃貸用	-	-
合計	389	366
営業用	389	366
賃貸用	-	-
リース資産	-	-
その他の有形固定資産	190	186
有形固定資産合計	579	553

5 特別勘定に関する指標

-1 特別勘定資産残高

該当事項はありません。

-2 特別勘定資産

該当事項はありません。

-3 特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

03 業績データ 財産の状況

1 財務諸表

当社は会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について「あらた監査法人」の監査を受けております。

1 貸借対照表

科目	(単位：百万円)		
	年度 平成22年度末 (平成23年3月31日現在)	平成23年度末 (平成24年3月31日現在)	増減額
資産の部			
現金及び預貯金	7,993	7,101	△ 892
現金	1	1	-
預貯金	7,992	7,100	△ 892
有価証券	24,097	27,147	3,049
国債	21,865	25,343	3,477
地方債	802	-	△ 802
社債	449	-	△ 449
株式	72	-	△ 72
外国証券	907	1,803	895
その他の証券	-	-	-
有形固定資産	579	553	△ 26
土地	219	219	-
建物	170	147	△ 22
その他の有形固定資産	190	186	△ 3
無形固定資産	2,015	2,481	465
ソフトウェア	1,207	1,172	△ 35
ソフトウェア仮勘定	808	852	43
のれん	-	456	456
その他資産	4,492	4,377	△ 115
未収保険料	-	0	0
代理店貸	40	12	△ 27
再保険貸	0	0	0
外国再保険貸	18	1	△ 17
未収金	2,356	2,437	81
未収収益	33	18	△ 15
預託金	134	138	3
地震保険預託金	65	7	△ 58
仮払金	1,843	1,761	△ 81
貸倒引当金	△ 28	△ 28	0
資産の部合計	39,149	41,630	2,481

科目	(単位：百万円)		
	年度 平成22年度末 (平成23年3月31日現在)	平成23年度末 (平成24年3月31日現在)	増減額
負債の部			
保険契約準備金	25,332	25,139	△ 193
支払備金	11,507	11,530	23
責任準備金	13,825	13,608	△ 216
その他負債	3,200	3,554	353
共同保険借	0	-	0
再保険借	-	0	0
外国再保険借	288	190	△ 98
未払法人税等	74	88	13
預り金	26	60	34
未払金	924	1,119	195
仮受金	1,813	2,020	206
資産除去債務	72	73	0
その他の負債	-	2	2
退職給付引当金	833	999	165
役員退職慰労引当金	62	60	△ 1
賞与引当金	196	226	29
特別法上の準備金	21	26	5
価格変動準備金	21	26	5
繰延税金負債	44	95	51
負債の部合計	29,690	30,102	412
純資産の部			
資本金	17,221	17,221	-
資本剰余金	15,721	15,721	-
資本準備金	15,721	15,721	-
利益剰余金	△ 23,538	△ 21,610	1,927
その他利益剰余金	△ 23,538	△ 21,610	1,927
繰越利益剰余金	△ 23,538	△ 21,610	1,927
株主資本合計	9,404	11,332	1,927
その他有価証券評価差額金	55	196	141
評価・換算差額等合計	55	196	141
純資産の部合計	9,459	11,528	2,069
負債及び純資産の部合計	39,149	41,630	2,481

(平成23年度の注記事項)

- 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によることとなります。
- 資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却については、当社内における利用可能期間(原則5年)に基づく定額法によることとなります。また、のれんについては、5年間で均等償却しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

- 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、対象資産の所管部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した経理部並びに業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づいて、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により発生年度から費用処理することとしております。
- 役員退職慰労引当金は役員の退職金の支払いに備えるため、内規に基づく当期末の要支給額を計上しております。
- 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づいて計上しております。
- 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は、税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

11. 金融商品の時価等に関する事項は以下のとおりであります。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資産の運用にあたっては、保険業法第97条及び保険業法施行規則第47条、48条等の関連法令・規則、及び内規等を遵守しており、安全性、流動性、及び収益性に配慮し、最小限のリスクで安定した収益の確保を目指して、主として国内債券への投資を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

保有する有価証券は、日本国債と外国証券(円建債券)であり、それぞれ信用リスク及び市場リスクに晒されております。また、未収金は、主に保険料の収納代行先に対する債権であり、収納代行先の信用リスクに晒されております。なお、預貯金は高格付けの金融機関にて管理しており、未払金は短期間で決済される一般経費が大半であるため、リスクは僅少と考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、資産運用に伴うリスクに関する基本事項を定め、社内外に存するリスクに対処し、顧客の資産、株主資本の維持を図ることを基本原則とし、資産運用リスク管理方針を制定しております。また、当方針の円滑な運営に資するため、資産運用規則を制定しております。当規則に従い、資産運用部門は適正な運用を行うとともに、資産運用全体のリスクを管理する組織として「資産運用委員会」を設置し、運用リスク評価の検証を行っております。各リスクの管理体制は、以下のとおりです。(信用リスク)

当社の資産運用規則に従い、有価証券の保有は投資適格のものに限定しており、リスク管理部が有価証券の発行体の格付け状況を随時モニタリングしており、格付けの動向次第では、運用規則に沿って資産の売却を検討します。また、未収金につきましては、経理部が月次で勘定精査を行い、長期滞留の未然防止に努めております。(市場リスク)

資産運用委員会が定める所定の金利ストレスシナリオ下においても、適正な単体ソルベンシー・マージン比率を維持できるポートフォリオの構築を行っており、当該ストレステスト結果については、四半期毎に資産運用委員会へ報告しております。また、経理部は、有価証券の時価を定期的にモニタリングし、時価の顕著な下落が認められた場合には、速やかに資産運用委員会にて協議する体制を整えております。(資金繰りに係る流動性リスク)

当社では、必要な手元流動性所要額を資産運用リスク管理規則に定め、経理部が、当該所要額の確保状況を随時モニタリングしており、当該検証結果については、四半期毎にリスク管理部へ報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は保有しておりません。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預貯金	7,101	7,101	—
(2) 有価証券	27,147	27,147	—
その他有価証券	27,147	27,147	—
(3) 未収金	2,437	2,437	—
資産計	36,686	36,686	—
(4) 未払金	1,119	1,119	—
負債計	1,119	1,119	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預貯金、(3) 未収金及び (4) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(2) 有価証券

保有有価証券の時価は、日本証券業協会の公表する価格によっております。一部日本証券業協会が公表されない商品については、取引金融機関から提示された価格によっております。

12. 有形固定資産の減価償却累計額は709百万円であります。

13. 親会社に対する金銭債権総額は該当がなく、金銭債務総額は4百万円であります。

14. 繰延税金資産の総額は4,909百万円、繰延税金負債の総額は95百万円であります。また、繰延税金資産から評価引当額としてその全額を控除しております。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、税務上の繰越欠損金 3,290百万円、責任準備金505百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券に係る評価差額金88百万円であります。

法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債等の修正は次のとおりであります。

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は主として従来の36.0%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.2%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債は14百万円減少し、その他有価証券評価差額金は14百万円増加しております。また、法人税等調整額及び当期純利益への影響額は軽微であります。

15. 支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(支払備金)	
支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	13,997百万円
同上に係る出再支払備金	2,606百万円
差引(イ)	11,391百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(口)	139百万円
計(イ+口)	11,530百万円
(責任準備金)	
普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	15,436百万円
同上に係る出再責任準備金	3,703百万円
差引(イ)	11,733百万円
その他の責任準備金(口)	1,874百万円
計(イ+口)	13,608百万円

16. 一株当たりの純資産額は33,471円66銭であります。算定上の基礎である純資産額は11,528百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の当期末発行済株式数は344千株であります。

17. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△ 1,135百万円
未積立退職給付債務	△ 1,135百万円
未認識数理計算上の差異	135百万円
退職給付引当金	△ 999百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	1.3%
数理計算上の差異の処理年数	5年

18. ベット保険事業の譲受

当社は、平成22年12月1日にアリアンツ火災海上保険株式会社との間で締結したベット保険事業の譲受及び包括移転に関する基本合意書に基づき、平成23年4月1日付で同社よりベット保険事業を譲受しております。

1. 事業譲受の目的

(1) 相手企業の名称及び事業の内容

アリアンツ火災海上保険株式会社
ベット保険事業

(2) 事業譲受を行った主な理由

現在成長しているベット保険事業に参入することにより、ダイレクト及び代理店ビジネスの更なる拡大を目的としております。

(3) 事業譲受日

平成23年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

事業譲受

2. 計算書類等に含まれている取得した事業の業績の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日

3. 取得した事業の取得原価及びその内訳

(1) 取得した事業の取得原価 570百万円

(2) 取得原価の内訳

事業譲受の対価 475百万円
事業譲受に直接要した費用 95百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) のれん(金額) 570百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

なお、上記の基本合意書に基づいて、平成23年6月1日付で、平成23年3月31日時点の既存のベット保険契約の包括移転を実施しております。

これにより当社が受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその内訳は下記のとおりであります。

(1) 資産の額	
現 金	228百万円
合 計	228百万円
(2) 負債の額	
責任準備金	189百万円
支 払 金	39百万円
合計	228百万円

19. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用

当期の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(誤謬の訂正)

前期末の責任準備金が、誤って970百万円過大に計上されておりました。この誤謬の訂正による影響により、当期の株主資本等変動計算書における利益剰余金の期首残高は970百万円増加しております。

20. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2 損益計算書

科目	(単位：百万円)			
	年度	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	増減額
経常収益		28,171	28,247	76
保険引受収益		28,021	28,003	△ 17
正味収入保険料		26,907	27,975	1,068
積立保険料等運用益		13	12	△ 0
支払備金戻入額		358	15	△ 342
責任準備金戻入額		743	—	△ 743
資産運用収益		127	207	79
利息及び配当金収入		126	142	15
有価証券売却益		13	70	57
為替差益		—	6	6
積立保険料等運用益振替		△ 13	△ 12	0
その他経常収益		22	36	14
貸倒引当金戻入額		0	0	△ 0
その他の経常収益		21	36	14
経常費用		26,359	26,557	197
保険引受費用		17,404	16,858	△ 545
正味支払保険金		17,641	16,855	△ 785
損害調査費		2,244	2,391	147
諸手数料及び集金費		△ 2,481	△ 2,953	△ 471
責任準備金繰入額		—	564	564
その他保険引受費用		0	0	0
資産運用費用		0	—	△ 0
為替差損		0	—	△ 0
営業費及び一般管理費		8,954	9,698	743
その他経常費用		0	0	0
貸倒損失		0	0	△ 0
その他の経常費用		—	0	0
経常利益		1,811	1,690	△ 121
特別利益		58	—	△ 58
その他特別利益		58	—	△ 58
特別損失		28	701	673
固定資産処分損		12	323	311
特別法上の準備金繰入額		4	5	0
(価格変動準備金繰入額)		(4)	(5)	(0)
その他特別損失		10	372	362
税引前当期純利益		1,842	988	△ 853
法人税及び住民税		16	37	21
法人税等調整額		12	△ 5	△ 18
法人税等合計		28	31	2
当期純利益		1,813	956	△ 856

(平成23年度の注記事項)

1. 親会社との取引による収入総額は該当がなく、費用総額は17百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	36,989百万円
支払再保険料	9,014百万円
差引	27,975百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。

支払保険金	21,198百万円
回収再保険金	4,343百万円
差引	16,855百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	585百万円
出再保険手数料	3,538百万円
差引	△ 2,953百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は、次のとおりであります。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	903百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	934百万円
差引(イ)	△ 31百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる 支払備金繰入額(ロ)	15百万円
計(イ+ロ)	△ 15百万円

3. 一株当たりの当期純利益は 2,778円 04銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は 956百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は344千株であります。なお、潜在株式がないため、潜在株式調整後一株当たりの当期純利益は算出しておりません。

4. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は293百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	209百万円
利息費用	14百万円
数理計算上の差異の費用処理額	70百万円
退職給付費用	293百万円

5. その他特別損失は、希望退職制度の実施に伴う費用が292百万円、一部事業の見直しに伴う費用が80百万円であります。

6. 関連当事者との取引

兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	アクサ生命保険株式会社	東京都港区	生命保険業	—	代理店手数料・事務費等	254	代理店貸 未払金	34 3
親会社の子会社	アクサ・グローバル・ ピー・アンド・シー	フランス	保険業	—	出再保険料 出再手数料 出再保険金	8,909 3,518 4,323	外国再保険貸 外国再保険借	1 176

(注) 1. 取引金額、期末残高には消費税等が含まれています。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等：取引については、通常行われている取引条件等に基づき決定しています。

7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3 キャッシュ・フロー計算書

科目	(単位：百万円)			
	年度	平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	増減額
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益 (△は損失)		1,842	988	△ 853
減価償却費		703	707	4
のれん償却額		-	114	114
支払備金の増減額 (△は減少)		△ 358	△ 15	342
責任準備金等の増減額 (△は減少)		△ 743	564	1,308
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△ 0	△ 0	0
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		219	165	△ 53
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		26	△ 1	△ 28
賞与引当金の増減額 (△は減少)		5	29	24
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		4	5	0
利息及び配当金収入		△ 126	△ 142	△ 15
有価証券関係損益 (△は益)		△ 13	△ 70	△ 57
為替差損益 (△は益)		0	△ 6	△ 7
有形固定資産関係損益 (△は益)		12	323	311
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は増加)		△ 503	△ 39	464
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額(△は減少)		△ 799	362	1,162
小計		269	2,985	2,716
利息及び配当金の受取額		248	259	11
その他		-	-	-
法人税等の支払額		△ 16	△ 36	△ 19
営業活動によるキャッシュ・フロー		500	3,209	2,708
投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増加額		△ 1,000	△ 1,000	0
有価証券の取得による支出		△ 80,448	△ 31,275	49,172
有価証券の売却・償還による収入		73,033	28,367	△ 44,666
資産運用活動計		△ 8,414	△ 3,907	4,506
(営業活動及び資産運用活動計)		△ 7,913	△ 698	7,215
有形固定資産の取得による支出		△ 192	△ 105	86
有形固定資産の売却による収入		-	-	-
その他		△ 506	△ 1,088	△ 581
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 9,113	△ 5,101	4,011
財務活動によるキャッシュ・フロー				
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△ 8,612	△ 1,892	6,720
現金及び現金同等物期首残高		15,606	6,993	△ 8,612
現金及び現金同等物期末残高		6,993	5,101	△ 1,892

(注) 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係
(平成24年3月31日現在)

現金及び預貯金	7,101百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△ 2,000百万円
有価証券	27,147百万円
現金同等物以外の有価証券	△ 27,147百万円
現金及び現金同等物	5,101百万円

2. 重要な非資金取引は該当ありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

4 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科目	年度		平成22年度	平成23年度
			(平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	(平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
株主資本				
資本金	当期首残高		17,221	17,221
	当期変動額		-	-
	当期変動額合計		-	-
	当期末残高		17,221	17,221
資本剰余金	当期首残高		15,721	15,721
資本準備金	当期変動額		-	-
	当期変動額合計		-	-
	当期末残高		15,721	15,721
資本剰余金合計	当期首残高		15,721	15,721
	当期変動額		-	-
	当期変動額合計		-	-
	当期末残高		15,721	15,721
利益剰余金	当期首残高		-	-
その他利益剰余金	当期首残高		△ 25,351	△ 23,538
	誤謬の訂正による累積的影響額		-	970
	遡及処理後当期首残高		-	△ 22,567
繰越利益剰余金	当期変動額		-	-
	当期純利益		1,813	956
	当期変動額合計		1,813	956
	当期末残高		△ 23,538	△ 21,610
利益剰余金合計	当期首残高		△ 25,351	△ 23,538
	誤謬の訂正による累積的影響額		-	970
	遡及処理後当期首残高		-	△ 22,567
	当期変動額		-	-
	当期純利益		1,813	956
	当期変動額合計		1,813	956
	当期末残高		△ 23,538	△ 21,610
株主資本合計	当期首残高		7,591	9,404
	誤謬の訂正による累積的影響額		-	970
	遡及処理後当期首残高		-	10,375
	当期変動額		-	-
	当期純利益		1,813	956
	当期変動額合計		1,813	956
	当期末残高		9,404	11,332
評価・換算差額等	当期首残高		-	-
その他有価証券評価差額金	当期変動額		△ 44	55
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		99	141
	当期変動額合計		99	141
	当期末残高		55	196
評価・換算差額等合計	当期首残高		△ 44	55
	当期変動額		-	-
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		99	141
	当期変動額合計		99	141
	当期末残高		55	196
純資産合計	当期首残高		7,546	9,459
	誤謬の訂正による累積的影響額		-	970
	遡及処理後当期首残高		-	10,430
	当期変動額		-	-
	当期純利益		1,813	956
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		99	141
	当期変動額合計		1,913	1,098
	当期末残高		9,459	11,528

(注) 1. 誤謬の訂正

前期末の責任準備金が、誤って970百万円過大に計上されておりました。この誤謬の訂正による影響により、当期の株主資本等変動計算書における利益剰余金の期首残高は970百万円増加しております。

2. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	(単位：千株)			
	前期末株式数	当期株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	344	-	-	344

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

5 一株当たり配当等

区分	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一株当たり配当金		－円－銭	－円－銭	－円－銭
配当性向		－	－	－
一株当たり当期純利益		12,864 円 86 銭	5,264 円 48 銭	2,778 円 04 銭

(注) 一株当たり当期純利益は $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均株数(加重平均)}}$ により算出しております。

6 一株当たり純資産額

(単位：千円)

区分	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一株当たり純資産額		21	27	33

7 一人当たり総資産

(単位：百万円)

区分	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
従業員一人当たり総資産		63	61	67

2 リスク管理債権

該当事項はありません。

3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

4 債務者区分に基づいて区分された債権

該当事項はありません。

5 保険金等の支払い能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

区分	年度	(単位：百万円、%) 【参考】		
		平成22年度 (平成23年3月31日) 旧基準	平成23年度 (平成24年3月31日) 現行基準	平成22年度 (平成23年3月31日) 現行基準
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額		10,806	12,853	10,806
資本金又は基金等		9,404	11,332	9,404
価格変動準備金		21	26	21
危険準備金		0	0	0
異常危険準備金		1,437	1,376	1,437
一般貸倒引当金		-	-	-
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）		77	256	77
土地の含み損益		△ 134	△ 138	△ 134
払戻積立金超過額		-	-	-
負債性資本調達手段等		-	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段のうち、マージンに算入されない額		-	-	-
意図的保有による控除額		-	-	-
その他		-	-	-
(B) 単体リスクの合計額	$\sqrt{(R_1+R_2)^2 + (R_3+R_4)^2} + R_5+R_6$	2,949	4,215	4,401
一般保険リスク (R ₁)		2,413	3,709	3,788
第三分野保険の保険リスク (R ₂)		-	-	-
予定利率リスク (R ₃)		0	0	0
資産運用リスク (R ₄)		342	697	623
経営管理リスク (R ₅)		95	141	144
巨大災害リスク (R ₆)		416	300	416
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率	$[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	732.8	609.8	491.0

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率であります。

なお、「現行基準」は平成22年内閣府令第23号及び平成23年内閣府令第11号、並びに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号及び平成24年金融庁告示第33号(平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映した基準であり、「旧基準」とは当該改正内容の反映前の基準であります。

< 単体ソルベンシー・マージン比率 >

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の (B)) に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(上表の「(A) 単体ソルベンシー・マージン総額」) の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の (C)) であります。
単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されております。
- 「通常の予測を超える危険」とは次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険(一般保険リスク)(第三分野保険の保険リスク)：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
 - ② 予定利率上の危険(予定利率リスク)：実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険(資産運用リスク)：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険(経営管理リスク)：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)：通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益の一部等の総額であります。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされております。

6 時価情報等

1 有価証券

-1 売買目的有価証券

該当事項はありません。

-2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

-3 その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分	年度	平成22年度末			平成23年度末		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公社債	14,231	14,325	93	22,052	22,343	291
	株式	-	-	-	-	-	-
	外国証券	-	-	-	199	200	0
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	14,231	14,325	93	22,252	22,543	291
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公社債	8,798	8,791	△6	2,999	2,999	△0
	株式	-	-	-	-	-	-
	外国証券	908	907	△0	1,609	1,603	△5
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	9,707	9,699	△7	4,609	4,603	△5
合計		23,939	24,025	86	26,861	27,147	285

-4 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(1) 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

(2) その他有価証券

該当事項はありません。

2 金銭の信託

該当事項はありません。

6 有価証券関連デリバティブ取引

(7に掲げるものを除く。)

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引

(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

該当事項はありません。

7 金融取引法に規定する有価証券先物取引も

しくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等及び金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。)

該当事項はありません。

4 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

5 先物外国為替取引

該当事項はありません。

代表者による財務諸表の確認

『本ディスクロージャー誌に掲載の財務諸表の適正性及びそれらの作成に係る内部監査の有効性は、当社の代表取締役社長が確認を行っております。』

04 会社概要

- 設立 平成10年（1998年）6月
- 資本金 172億21百万円
- 総資産 416億30百万円
- 本社所在地 東京都台東区寿2-1-13

1 株主・株式の状況

1 基本事項

- 定時株主総会開催時期 4月1日から4ヵ月以内
- 決算期 3月31日
- 公告の方法 官報に掲載
ただし、保険業法の規定により行う公告は、東京都内で発行する産業経済新聞に掲載。
決算公告については、当社のホームページ
(<http://www.axa-direct.co.jp/company/ir/index.html>)
において提供いたします。

2 大株主の状況

平成24年(2012年)6月30日 現在

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
アクサ ジャパン ホールディング株式会社	東京都港区白金1-17-3	344,430	100
計	-	344,430	100

3 資本金

年月日	発行済株式数(株)	資本金(百万円)	摘要
平成19年(2007年)3月29日	344,430	17,221.5	増資

4 最近の社債発行

該当事項はありません。

2 役員の状況

取締役及び監査役 平成24年(2012年)7月1日 現在

取締役	
取締役会長(非常勤)	ギ・マルシア
代表取締役社長	藤井 靖之
取締役	齋藤 貴之
取締役	喜多 暢之
取締役	足立 正之
取締役(非常勤)	ニコラ・エブラン
取締役(非常勤)	松田 貴夫

監査役	
常勤監査役	府川 峰夫
監査役(非常勤)	ジル・フロマジョ
監査役(非常勤)	マレック・ギャルヴァツキ

3 従業員の状況

平成24年(2012年)3月31日現在

従業員数	614名
平均年齢	35.9歳
平均勤続年数	4.7年

1 採用方針

当社の採用方針は、AXAグループのダイバーシティ・ポリシーに則り、人材の多様性が企業を活性化し継続的成長を実現させていくという信念と、人権尊重の精神に基づいております。採用にあたっては、職務に必要なスキルや経験、職務への適性やポテンシャル等を考慮しつつ、人物本位の選考を行っております。

2 研修制度とキャリアパス

当社は開業以来、着実な成長を遂げ、現在もその成長を継続している非常に活気に満ちた会社です。創設期から従事している社員や意欲あふれる若手社員の中から多くの管理職が育ち、第一線で活躍しています。社員一人ひとりが、AXAグループのビジョン及び当社のビジネスモデルを深く理解し、ビジネスの発展に貢献し、自身のキャリアを伸ばせるよう、充実した研修とキャリアパスのチャンスを提供しております。

研修制度は、上記の育成指針に基づき、職務・階層別の研修や社員共通の集合研修などを体系化しております。階層別研修では、新人層への主要な知識習得、若手層へのモチベーションアップ、中堅層へのコア人材としての意識向上、管理職へのマネジメントスキル習熟といったテーマがあります。また、当社のビジネスモデルに即した、電話コミュニケーションやサービス向上のためのスキル研修、知識・経験豊富な従業員講師による商品勉強会、コンプライアンス(法令遵守)のeラーニン

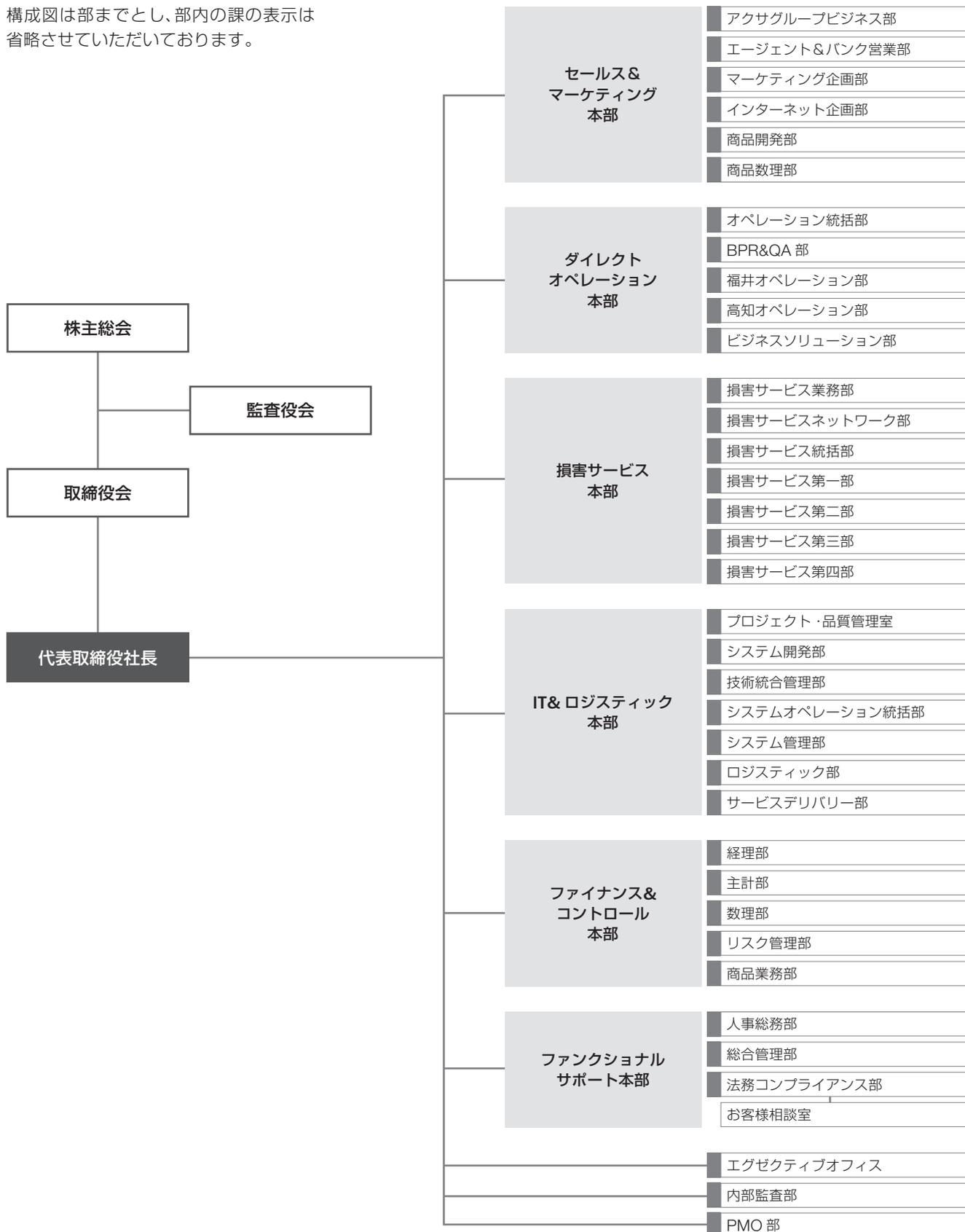
グ等、職務におけるニーズや職場環境の変化、研修効果等に合わせ、様々なプログラムと実施形態を用意しております。次世代リーダーの育成では、AXA大学(AXAグループの海外研修施設)プログラム等を通して、グローバルな視点と実践的リーダーシップの会得を目指します。本年は、AXAグループの共通プログラム“カルチャーチェンジ(従業員一人ひとりの意識改革)”を社内展開していきます。

さらに、人事制度の一部である「自己申告制度」と「社内公募制度」によって、従業員のキャリア開発をサポートするとともに、柔軟で生産性の高い会社組織の実現を図ります。

AXAグループが表明する“Ambition(アンビション)AXA”の優先課題として、人材採用と育成を経営の最重要テーマのひとつと位置づけ、従業員からも「選ばれる企業」になるために常に改善を重ねております。

4 会社の組織 平成24年(2012年)7月1日現在

構成図は部までとし、部内の課の表示は省略させていただいております。



5 | 会社の沿革

1 AXA グループについて

AXAグループは、1817年にフランスで生まれ、約1億100万人のお客さまから信頼される世界最大級の保険・資産運用グループです。フィナンシャル・プロテクション(個人顧客から法人顧客まで、あらゆる顧客の絶えず進化し続けるニーズに対して、生命保険、損害保険、資産運用の分野のサービスを一生涯にわたって提供するビジネス)をコアビジネスと規定し、世界中で事業活動を展開しています。

沿革

1817年	アクサの前身となる保険会社コンパニー・ダシュランス・ミュチュエル・コントル・ランサンディ設立
1985年	AXA (アクサ)に社名変更
1992年	エクイタブル・ライフ(米)に資本参加、米国へ進出
1994年	100%出資日本法人アクサ生命保険株式会社を設立
1995年	ナショナル・ミュチュアルを買収、オーストラリア、ニュージーランド、香港へ進出
1996年 11月	元フランス国営保険グループUAPと合併、世界最大級の保険グループへ
1998年	100%出資日本法人アクサ損害保険株式会社(当社)を設立
2000年 4月	アクサ・ニチダン、3社体制(アクサ保険ホールディング株式会社、アクサ生命保険株式会社、アクサ グループライフ生命保険株式会社)での事業を開始
2004年 6月	アクサ保険ホールディング、アクサ ジャパン ホールディングに社名変更
7月	AXAフィナンシャル(米)、マネー(MONY)グループ(米)を買収
2005年 4月	AXAブランド 20周年
5月	アクサ生命、アクサ グループライフ生命、合併
2006年 12月	ウインタートウル・グループを買収
2007年 5月	教保自動車保険(韓国)を買収、のちに社名を教保AXA損害保険に変更 モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行(イタリア)と長期事業提携に合意
2008年 6月	レン・ガランティア(ロシア)の株式の36.7%を取得
7月	INGセグロス(スペイン)を買収、社名をAXAセグロスに変更

2 アクサ損害保険株式会社について

アクサ損害保険は、AXAグループの100%出資により1998年に日本法人として設立されました。1999年4月に通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を受け、同年7月より販売を本格的に開始しました。2004年12月、アクサ ジャパン ホールディングの100%子会社となり、ホールディング傘下において損害保険分野を担う会社として業務を展開しております。ヨーロッパにおけるダイレクト保険のリーディングカンパニーであるAXAの豊富な経験と技術を活かし、日本のお客さまのニーズに合った商品・サービスの提供に努めております。

沿革

1998年 6月	会社設立
10月	損害保険事業免許取得
11月	ユニオン・デ・ザシュランス・ド・パリ・イ・ア・エール・デ(UAP保険会社)日本支社の保険業務を包括移転により継承
1999年 5月	有明にコールセンターを開設
2002年 2月	ローヤル・エクスチェンジ・アッシュアランス(REA)日本支店の保険業務を包括移転により継承
2004年 2月	福井県にコールセンターを開設
12月	株式交換により親会社がアクサ・エス・アーからアクサ ジャパン ホールディング株式会社(持株会社)へ変更
2005年 6月	高知県にコールセンターを開設
2007年 1月	横浜オフィスを開設
2010年 4月	大阪オフィスを開設
5月	東京都台東区へ本社を移転
2011年 2月	福岡オフィスを開設
9月	名古屋オフィスを開設

6 企業概要

アクサ ジャパン ホールディング株式会社

2000年3月7日、アクサ生命と日本団体生命(商号変更後:アクサグループライフ生命)が、株式移転方式で設立した日本初の保険持株会社。株式の98%をAXAが保有する(間接保有を含む)AXAのメンバーカンパニーです。子会社であるアクサ生命、ネクスティア生命、アクサ損害保険を連結する持株会社で子会社各社の経営管理・監督を行っています。

また資産運用などを行う他のAXAのメンバーカンパニーと連携して、日本のお客さまをサポートするフィナンシャル・プロテクション事業を展開しています。

本 社:〒108-8020 東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー
03-6737-7700 (代表)

設 立:2000年3月

資本金:2,087億円

発行済株式数:7,852千株

事業内容:子会社の経営管理・監督

役 員

取締役会長(社外取締役)	ジョージ・スタンスフィールド
取締役(社外取締役)	若月 三喜雄
取締役(社外取締役)	八木 哲雄
取締役 代表執行役社長兼CEO 執行役兼	ジャン＝ルイ・ローラン・ジョシ
チーフファイナンシャルオフィサー 執行役兼	住谷 貢
チーフオペレーティングオフィサー	マーク・プロティエール
執行役員人事部門長	岩崎 敏信
執行役員ジェネラル・カウンセラー兼 法務・コンプライアンス部門長	松田 一隆
執行役員監査部門長	種村 尚
執行役員戦略企画事業開発部門長	ニコラ・ドゥップアグロリエ
執行役員チーフ・インベストメント・ オフィサー	松山 明弘
執行役員ファイナンシャル コントロール部門長	長野 敏
執行役員チーフリスクオフィサー	市原 毅
執行役員広報部門長兼 危機管理・事業継続部門長	小笠原 隆裕

ネクスティア生命保険株式会社

ネクスティア生命は、2008年4月より営業を開始した日本初のインターネット専業生命保険会社です。アクサ ジャパン ホールディング、SBIホールディングス、ソフトバンクの出資により設立された、SBIアクサ生命が前身で、2010年2月にSBIホールディングスの保有株をアクサ ジャパン ホールディングが取得し、同社の子会社となり、2010年5月ネクスティア生命に社名を変更いたしました。お客さまのニーズに合ったサービスとシンプルな保障内容の商品をお手ごろな保険料でご提供しています。

本 社:〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目3番地4 KDX麹町ビル8階
03-5210-1531 (代表)

設 立:2006年10月13日

(SBIホールディングス株式会社、アクサ ジャパン ホールディング株式会社、ソフトバンク株式会社の合併会社としてSBI生保設立準備株式会社を資本金5億円(資本準備金含む)で設立)

資本金:67億円

発行済株式数:348千株

事業内容:生命保険業

役 員

取締役会長(非常勤)	ニコラ・ドゥップアグロリエ
代表取締役社長	今井 隆
取締役(非常勤)	住谷 貢
取締役(非常勤)	松田 貴夫
監査役(常勤)	阿部 典達
監査役(非常勤)	長野 敏
監査役(非常勤)	水村 崇

アクサ生命保険株式会社

アクサ生命は1994年に世界最大級の保険・資産運用グループAXAの日本法人として設立され、2000年に日本団体生命(商号変更後:アクサ グループライフ生命)と経営統合、2005年に合併し、2009年のアクサ フィナンシャル生命との合併を経て、事業規模を大幅に拡大しました。現在は顧客セグメントに応じた6つの販売チャネル(アクサ CCI、アクサ FA、アクサ FS、アクサ コーポレート、アクサ エージェント、アクサ 金融法人)に専門の教育を受けた社員を配置し、お客さまやビジネスパートナーのニーズに合わせたアドバイスと最適なソリューションをご提供しています。

本 社:〒108-8020 東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー
03-6737-7777 (代表)

設 立:1994年7月

資本金:605億円

発行済株式数:210千株

事業内容:生命保険業

役 員

取締役会長(社外取締役)	若月 三喜雄
取締役(社外取締役)	八木 哲雄
取締役(社外取締役)	ピーター・スティガント
取締役(社外取締役)	ケビン・モロイ
取締役 代表執行役社長兼CEO	ジャン＝ルイ・ローラン・ジョシ
取締役 代表執行役副社長兼	
チーフディストリビューションオフィサー	幸本 智彦
取締役 専務執行役兼	
チーフマーケティングオフィサー	松田 貴夫
取締役 執行役兼	
チーフオペレーティングオフィサー	マーク・プロティエール
取締役 執行役兼	
チーフファイナンシャルオフィサー	住谷 貢
執行役員人事部門長	岩崎 敏信
執行役員ジェネラル・カウンセラー兼 法務・コンプライアンス部門長	松田 一隆
執行役員監査部門長	種村 尚
執行役員戦略企画・事業開発部門長	ニコラ・ドゥップアグロリエ
執行役員広報部門長兼 危機管理・事業継続部門長	小笠原 隆裕

アクサ損害保険株式会社 (アクサダイレクト)

アクサ損害保険(アクサダイレクト)は、AXAグループの100%出資により1998年に設立された損害保険会社です。1999年4月には通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を受け、同年7月より本格的に販売を開始しました。2004年12月、アクサ ジャパン ホールディングの100%子会社となり、アクサの日本における損害保険分野を担当する会社として業務を展開しています。ヨーロッパにおけるダイレクト保険のリーディングカンパニーであるAXAの豊富な経験と技術を活かし、日本のお客さまのニーズに合った商品・サービスをご提供しています。

本 社:〒111- 8633 東京都台東区寿二丁目1番13号 偕楽ビル
03-4335-8570 (代表)

設 立:1998年6月

資本金:172億円

発行済株式数:344千株

事業内容:損害保険業

役 員

取締役会長(非常勤)	ギ・マルシア
代表取締役社長	藤井 靖之
取 締 役	齋藤 貴之
取 締 役	喜多 暢之
取 締 役	足立 正之
取締役(非常勤)	ニコラ・エブラン
取締役(非常勤)	松田 貴夫
常勤監査役	府川 峰夫
監査役(非常勤)	ジル・フロマジョ
監査役(非常勤)	マレック・ギャルヴァツキ

※役員は2012年7月1日現在

損害保険用語の解説(50音順)

か行

【価格変動準備金】

保険会社が保有する株式・債券等の価格変動による損失に備えることを目的として積み立てる準備金です。

【過失相殺】

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

【急激かつ偶然な外来の事故】

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故として、交通事故、運動中の転倒、火災・爆発事故等があげられます。

【クーリングオフ】

保険契約の取消し請求権のことです。損害保険の場合には、保険期間が1年を超える長期契約について、申込日またはクーリングオフ説明書の受領日からその日を含め8日以内であれば契約の取消しができます。ただし、申込み方法によっては対象外となる契約もあります。

【契約の解除】

契約の当事者の一方からの意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、保険契約における解除の効力は、解除時点から将来に向かってのみ生ずることとなります。

【告知義務】

保険契約締結の際に、保険会社が告知を求めた事項（告知事項）について事実を正確に告げなくてはならない義務をいいます。

さ行

【再調達価額】

保険契約の目的と同等の物を新たに取得するのに必要な金額をいいます。

【再保険】

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。

【時価額】

再調達価額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称していいます。

【示談】

民事上の紛争を裁判によらず、当事者間の話し合いで解決することをいいます。

【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

【重要事項説明書】

契約者が保険契約締結の際に合理的な判断をなすために必要とされる重要な事項を記載した書面です。

【正味収入保険料】

契約者から直接受け取った保険料（元受保険料）に、再保険料を加減し、積立保険料を控除したもので、保険会社が自ら引き受けている部分の危険に相当する保険料のことです。

【責任準備金】

将来生じうる保険金支払い等保険契約上の債務に対して、法律に基づき保険会社が積み立てる準備金の総称をいいます。普通責任準備金、異常危険準備金、危険準備金、払戻積立金、契約者配当準備金等があります。

【全損】

保険の目的が完全に滅失した場合や、修理、回収に要する費用が保険金額を超えるような場合のことをいいます。

【ソルベンシー・マージン比率】

巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等の「通常の予測を超える危険」に対する「資本金、準備金等保険会社が保有する支払余力」の割合をいいます。保険会社の経営の健全性を測る指標のひとつです。

【損害保険料率算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された料率算出団体です。損害保険における公正で妥当な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考純率の算出や、自賠責保険の損害調査等を行っています。

【損害率】

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられています。通常は、正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

た行

【第三分野】

生命保険及び損害保険のどちらの固有分野にも属さない傷害・疾病・介護などの保険分野のことです。

【大数の法則】

個々に見れば偶然な事象でも、多数について見れば、そこに一定の確率が見られるという法則のことです。例えばサイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。火災、交通事故、傷害事故等もそれぞれ非常に多数の建物、車、人について考察すると一定の発生頻度が見られます。この法則は保険料率算出上の統計的基礎となっています。

【超過保険・一部保険】

保険金額が保険価額を超えている保険契約を超過保険といい、保険金額が保険価額より少ない保険契約を一部保険といいます。

【重複保険】

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部が共通する複数の保険契約が存在する場合、広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

【通知義務】

保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合に、保険会社に遅滞なく連絡しなければならない義務をいいます。

【特約】

普通保険約款の規定に追加、変更等を行う約款のことをいいます。

は行

【被保険者】

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。

【被保険利益】

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【分損】

保険の目的の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

【保険価額】

被保険利益を金銭に評価した額であり、保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額のことで、

【保険期間】

保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことで、

【保険業法】

保険事業の監督法規と保険事業を営む者の組織及びその行為に関する規定を含む法律です。保険事業が健全に運営されることにより、保険契約者等を保護するために制定されています。

【保険金】

保険事故により、損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことで、

【保険金額】

保険契約において設定する契約金額をいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額となります。

【保険契約者】

保険会社に対し保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払い義務を負います。

【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金の支払いなどの責任を果たすために、保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

【保険始期】

保険期間の初日の保険契約の補償が開始されることをいいます。

【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。

【保険の目的】

保険をつける対象のことをいいます。自動車保険での自動車、火災保険での建物・家財がこれにあたります。

【保険引受利益】

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費などの保険引受費用と、保険引受に係る営業費用及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠償等に係る法人税相当額です。

【保険法】

2010年4月1日より新たに施行された、保険契約の基本ルールに関する法律です。契約者保護の観点より、様々な規定が整備されています。

【保険約款】

保険の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特約とがあります。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者から領収する金銭のことで、

【保険料即収の原則】

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払特約など別に約定がある場合には、この原則は適用されません。

【保険料率】

保険料を算出する上で用いる割合で、単位保険金額当たりの保険料の金額で表されています。

ま行

【免責】

保険金がお支払いできないことをいいます。保険会社は、保険事故が発生した場合、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事柄が生じたときは例外としてその義務を免れることとなっています。

【免責金額】

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額です。免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と損害額の全額を支払う方式とがあります。

【免責事由】

保険約款の「保険金を支払わない場合」に規定されている事由のことをいいます。

【免責条項】

保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条項に「保険金を支払わない場合」の見出しがつけられています。

【元受保険】

再保険に対する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされるとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

アクサ損害保険の現状2012（ディスクロージャー誌）

平成24年(2012年)7月発行

アクサ損害保険株式会社

〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13
TEL (03) 4335-8570 FAX (03) 4335-8571
<http://www.axa-direct.co.jp>

本誌は保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です



www.axa-direct.co.jp



redefining / standards

〒111-8633 東京都台東区寿2-1-13

TEL 03-4335-8570(代表)

<http://www.axa-direct.co.jp>